

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------------|--|---------|--|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 超微細構造体形状観察・物性測定装置 高分解能化 | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.5 | (株)島津製作所 つくば支店 茨城県つくば市吾妻3-17-1 (法人番号6130001021068) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,968,000 | 非公表 | - | 超微細構造体形状観察装置・物性測定装置に対して高分解能化を行うためには、光てこ検出系の低ノイズ化を行い、大気中・溶液中で原子・分解能観察が可能となるようなレベルまで変位換算ノイズ密度を低減させる必要があるが、そのためには当該装置の低ノイズSPMユニットの交換、低ノイズSPMユニットの当該装置の制御コントローラへの接続が必要な条件となる。また、当該装置の基本性能を損なわずに接続および連携を実現させることは基より、本件実施後においても高機能化の部分も含め、当該装置全体において製造元の保証やサポートが受けられることは必要な条件であり、当該装置が外部に公開し、多くの利用者を抱えるNPFの共用装置である以上、安定した装置稼働は必須である。当該装置の高機能化を実施するためには、当該装置の構造や機能を十分に熟知するとともに、当該装置を高機能化するために必要となる技術・ノウハウを持ち合わせし、かつ当該装置全体に対しての保証やサポートを実施できるのは、当該装置の製造元である株式会社島津製作所以外に存在しない。以上のことから、本件契約相手先は、製造元である株式会社島津製作所以外にない。 | 6 | |
| 国際学会OFC2017へのダイナミック光バスネットワーク技術の出席 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.5 | (株)オプトロニクス社 東京都新宿区新小川町5-5 (法人番号40111101004190) | 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 6,622,638 | 非公表 | - | 本展示会では、展示会場中央で最大の展示効果が得られるベストな位置に、日本の企業や研究機関向けに、「Japan Pavilion」というエリアが確保されている。本学会・本展示会の主催者である米国OSA(Optical Society of America)と日本の株式会社オプトロニクス社が共同運営しており、株式会社オプトロニクス社が、Japan Pavilionでの展示に関する全ての業務(展示ブースの調達、展示ブースの装飾、展示物の運搬)を取り扱う唯一の業者であり、契約相手は株式会社オプトロニクス社以外にないと判断する。なお、本件は復路の契約は含まれておりません。 | 9 | |
| 3インチSi基板 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.6 | 信越化学工業(株) 東京都千代田区大手町2-6-1 (法人番号5010001008680) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,624,400 | 非公表 | - | 本研究プロジェクトにおいては、ライフタイム値に代表される特性が最も良く安定しており、かつ複数のSi基板間においてもばらつきが最も少なく再現性の高かった信越化学工業のSi基板を標準基板に決定した。また、その標準基板を使用して、新世代Si-IGBT試作のためのデバイスプロセスの全工程に関して、各工程に個別に条件を決定した。そして今年度は8月に同一のSi基板を調達し、それを使用して昨年度までに確定したデバイスプロセスの各工程をすべて統合し新世代Si-IGBT試作実証を重ね、一連のプロセス・データを蓄積してきた。今回、更なる追試実証を行うため、同一のSi基板を調達する。なお、今回業者を特定せずに新たなSi基板を使用してデバイスプロセス条件の再検討・確認から行うこともありえるが、その場合は再び年単位の時間が必要となるため、期間が限られた研究プロジェクトにおいては適当ではない。研究の継続性およびデータの連続性を確保し、研究を加速的に遂行して期間内に研究目的を達成するためには、これまで使用してきたSi基板を継続使用することが必須である。そのため、契約相手先は、当該Si基板の製造販売業者である信越化学工業株式会社以外にない。 | 3 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------|--|---------|--|--|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| ガラス電解質作製用DC電圧印加装置 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.6 | ケニックス(株) 兵庫県姫路市北条口2-15-501 (法人番号1140001064855) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,944,000 | 非公表 | - | 本研究は、大阪大学で開発されたガラス電解質材料(「参考文献」J.T. Yamaguchi et al., Solid State Ionics, 2 (2016) 8-12 他)を発展させる研究であり、既に大阪大学で電解質試料作製において所有しているDC電圧印加装置(ケニックス社製KDK-800)と同等の装置を導入し、同期を取らないと研究成果が継続できない。また、当該研究における電解質試料の作製方法は、一般的な処理方法ではないため、汎用品は存在せず、大阪大学より受注したケニックス株式会社から、同社の持つノウハウ等を活用し独自に設計開発した装置であることから、他に同一の能力を有する装置を納入可能な業者は存在しない。以上ことから、本件の契約相手先は、当該装置と同一の装置を唯一製造可能なケニックス株式会社以外にない。 | 3 | |
| PLD4号機エキシマレーザチューブ交換修理 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.1.6 | (株)フォーサイトテクノ 東京都江東区南砂3-3-4 (法人番号1010601026053) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 11,258,730 | 非公表 | - | 当該PLD4号機(納入業者:株式会社フォーサイトテクノ)は、基板(数十～百メートル級)に連続してREBCO+APCs層を成膜する装置である。現在、本装置の一部であるエキシマレーザ(型番:LPX210)はレーザチューブの寿命規定のレーザショット数を超えた状態で使用していることに加えて、内部放電電極の劣化(レーザバターンパターンの拡大と割れ)レーザエネルギー密度の減少)が起きており、また、レーザチューブ内部が汚れやすくなってきているため、共振器やキャビティウインドウのクリーニングやガス交換の頻度が増えており、作業手順や費用も増加してきている。更に、上述したように規定ショット数を超えた状態では、レーザ発振の安定性に問題が出てくるためREBCO+APCs層の成膜に影響を与える可能性が高くなってきているため、チューブ交換修理を実施する。本装置の一部であるエキシマレーザ(型番:LPX210)は、米国コヒレント社製であるが、納入元はその代理店である(株)フォーサイトテクノである。納入後の修理・メンテナンス等は一貫して(株)フォーサイトテクノに依頼しており、前回のチューブ交換は、2012年9月27日に(株)フォーサイトテクノが実施しており、その後も2015年8月および2016年3月に(株)フォーサイトテクノが修理を実施している。納入以来の同装置のデータ(ユーザーショット数など)や特性を全て把握し、交換後の原状復帰作業(光学系調整等)が可能で、修理後の動作保証が可能な契約相手先は(株)フォーサイトテクノ以外には無い。 | 6 | |
| マスクレス露光装置制御システムの更新 一式 | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.6 | (株)ナノシステムソリューションズ 東京都稲城市押立1033-4 (法人番号7013401005080) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,542,320 | 非公表 | - | 現在使用している装置制御システムが古く、最近頻繁にエラーが発生するようになってきている。更に、OSがまだWindows XPのため、多くの利用者が利用するためにセキュリティ向上が必要である。これらのため、システムの更新および調整が必要である。本件を確実に実施するためには、当該装置の設計、仕様に関する詳細な知見を有していることが、必要不可欠である。当該契約の相手方は当該装置の製作供給者である株式会社ナノシステムソリューションズ以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 金属積層造形装置のファイバーレーザー修理作業 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.1.10 | (株)アスペクト 東京都稲城市東長沼3104-1-101 (法人番号5043401001726) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,590,620 | 非公表 | - | 積層造形装置(粉末成形実用サイズプラットフォーム一式、製造メーカー:株式会社アスペクト)を主たる実験装置として利用した研究を遂行するが、現在本装置が故障しレーザー発振ができない状況にある。そこで本件において修理を実施する。本装置では、粉を薄く敷き、インプリントしたデジタルデータに基づく箇所にレーザーを照射させ、一層分だけテーブルを下げ、その上に粉を敷き、必要箇所にレーザーを照射させることを繰り返して金属の加工を行うものである(下図)。そのため本装置は、レーザーの制御において、他の粉を敷く機構、真空機構、板を上下に動かす機構などと同期させて制御している。さらに危険物となる材料を取り扱う場合もあり、安全インターフェースの同期も重要な課題である。これらの同期を正確に行えるように修理を実施する必要がある。そこで装置のハードウェア、ソフトウェアに精通した修理作業が求められる。一方本装置は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のプロジェクトにより開発した装置であり、研究用として市販装置と異なるプロトコルでの動作や、特殊な制御機構を有している。このハードウェアを開発したのは、NEDOプロジェクトで共同研究を行っていた(株)アスペクトであり、修理用の情報なども同社が持つものである。研究開発用で特殊性もあり、これらの情報の一部には開示できない内容も含まれている。そのため修理に必要な情報を所有するのは同社のみであり、他社での作業は実質上不可能である。したがって、本契約の契約先は、(株)アスペクト社以外にない。 | 6 | |
| LIDAR通信接続作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.1.10 | (株)駒井ハルテック 大阪府大阪市西淀川区中島2-5-1 (法人番号2120001028927) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,968,000 | 非公表 | - | 当該案件は、風車コントロールシステムに対して、ナセル搭載LIDARから出力された計測データ(風向、風速、SN比など)を読み込ませ、データ処理(風車コントロールシステム上でのデータ表示、平均値の演算)を行わせる作業であり、同作業には風車運転プログラムの一部改修が必要となる。風車の運転プログラム改修方法は、風車メーカーのみ開示されているため、当該作業を実施可能なメーカーは、風車の製造メーカーに限られる。また、プログラムの組み込み・調整時作業は風車運転に直接影響を与えるため、風車の製造メーカー以外が作業を行った場合には、風車停止や、故障を招く恐れがあり、動作保証を得ることが出来ない。システムの販売、保守、修理等の契約は駒井ハルテックが直接行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため駒井ハルテック以外に契約可能な業者は無いと判断する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------|--|----------|--|--|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| ガラスデューワー製作及び大電流I-V測定プローブ改造 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.1.10 | (株)鈴木商館 筑波営業所 茨城県つくば市大字要204 (法人番号3011401003348) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,132,000 | 非公表 | - | 大電流I-V測定プローブの導入当初は液体ヘリウム中での測定を行っており、その際に用いていたガラスデューワーは鈴木商館製のAS86-16016であったため、ネジの位置・タップ深さ・配置、低温ヘリウムガスが噴出しても開閉できるバルブ、内デューワーとプローブとのクリアランス、液体ヘリウム導入用パイプとガラスデューワーの位置関係など、この型番のガラスデューワーに整合するように作られた。一旦液体窒素用に改造したプローブを再び液体ヘリウム用に戻すという改造であるため、ガラスデューワーは鈴木商館製AS86-16016あるいはそれに準拠するものが望ましい。ガラスデューワーを用いる場合、プローブとのクリアランス、ヘリウムトランスファー中の振動によるプローブの揺れ、室温から低温までのプローブの曲がり・熱収縮・熱膨張などを考慮しなくてはガラスに負荷が掛かって破損してしまうことになる。ガラスデューワーは真空断熱層によって熱を遮断する構造となっているため、わずかな傷や応力が加わるだけで、ガラスが砕け散って修理不能な状態となってしまうためからである。また、ガラスデューワーは金属材料のように精度よく製作することが困難であり、最大で±5mm程度の誤差が生じることがあるため、デューワーの内径との関係をチェックしながらプローブの改造を行う必要があるため、改造と製作を同時に行う必要がある。ガラスデューワーの製作が可能で、大電流I-V測定プローブの仕様、設計を熟知し、改造後の動作保証も可能な契約相手先は株式会社鈴木商館以外には無い。 | 6 | |
| AV600型NMR装置クライオシステム3万時間メンテナンス | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.10 | ブルカー・バイオスピン(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 (法人番号8020001059836) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,262,600 | 非公表 | - | 本作業は、平成25年度に導入した高感度自動多核NMR測定装置のクライオシステムと液体窒素蒸発防止装置のメンテナンス作業である。高感度自動多核NMR測定装置には、ノイズを低減させ著しく感度を高めるためにプローブを冷却するためのヘリウムガス循環型の冷凍機及び装置維持のために液体窒素蒸発防止装置を有しているが、ともに1万時間ごとのメンテナンスが推奨されている。昨年、一昨年にもそれぞれ2万時間と1万時間のメンテナンスを行っており、今年度はいずれも使用時間が3万時間に達するため、クライオシステム3万時間メンテナンスを行うものである。本作業は当該装置の構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び交換部品をもとに実施されなくてはならず、当該装置の専用交換部品は他社では製作並びに販売がされていない。更に、部品交換後、校正作業や確認試験等による装置の保証も必要となることから、本作業を確実に実施可能な業者は、当該装置の製造元であるブルカー・バイオスピン社製以外にない。 | 6 | |
| SiC基板3インチ及び4インチカーボンイオン注入作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.11 | (株)イオンテクノセンター 大阪府枚方市津田山手2-8-1 (法人番号8120001153298) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,240,000 | 非公表 | - | これまで2013年11月、2016年11月に4H-SiC pin ダイオード作成用の4H-SiCウェハを株式会社 イオンテクノセンターにカーボンイオン注入作業を依頼した。また、エピタキシャル成長チームでも、2016年1月までエピ特性の改善で株式会社 イオンテクノセンターにカーボンイオン注入作業を複数回依頼した。今回の実験結果の正しい評価のためには、同じ装置でイオン注入をすることでデータの連続性を確保し、過去のデータと比較することが必須である。同装置は株式会社 イオンテクノセンターの製品であり、各構成機器は汎用市販品ではない同社の設計・組み立てによるもので、1台しか所有していない装置である。図面や制御ソフトは、同社が排他的な著作権(改変権を含む)を保有しているため、当該装置の構造や機構又は機能を十分に熟知している装置メーカーしかイオン注入をすることができない。以上の理由から、本件契約先として株式会社 イオンテクノセンター以外にないと判断する。 | 3 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------|--|----------|---|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| フリップチップボンダ付帯ジグ | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.11 | アスリートFA(株) 長野県諏訪市四賀2970-1 (法人番号5100001018167) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,434,400 | 非公表 | - | 本物品は、SiCパワーモジュール作製のために用いているフリップチップボンダ装置(アスリートFA株式会社製、型番:CB-505US、2015年3月取得、取得額:11,848,590円、産総研資産番号:14AB3917、以下「既存装置」という。)に取り付け、チップと基板を超音波等により接合するために使用する給材ジグ、USヘッド及びコレット(コレットはUSヘッドに取り付けて使用)である。本研究では、複数サイズ、具体的には、3mm×3mm、5mm×5mmのチップを用いたSiCパワーモジュールの基礎評価を行うこととしている。現在、3mm×3mmのチップに対応する給材ジグを所持しているが、5mm×5mmのチップに対応できないため、当該サイズの給材ジグを調達する必要がある。同様に2mm×2mm以上のチップに対応するコレットと、それと不可分一体のUSヘッドを所持しているが、それらは2mm×2mm以上と汎用性が高い一方で、特定のサイズのチップに最適化されていないため、USヘッドのコレット部とチップとの接触面に滑りや真空漏れが生じ、チップと基板の接合にバラつきが発生し、その結果、SiCパワーモジュールの基礎評価にもバラつきが発生するといった不都合が発生している。そのため、3mm×3mm、5mm×5mmに特化したコレット及びそれら複数サイズのコレット(将来的には更に違うサイズのチップを用いる予定であるため、3mm×3mm、5mm×5mm以外のサイズのコレットを含む)が取り付け可能なUSヘッドを調達する必要がある。本物品に既存装置と互換性がないものを用いた場合、チップに適切な超音波及び加重がかからなくなり、チップと基板を正常に接合できないため、プロジェクト目標であるSiCパワーデバイスの組み立てに支障が生じることとなる。また、本物品の既存装置への取り付けについては、その形状等、既存装置に関するノウハウや知見が不可欠である。そのため、既存装置の性能を正しく安全に発揮させ、装置の動作保証を得るためには、既存装置メーカーの純正品を用いることが必須である。よって、契約相手先は、既存装置メーカーであるとともに、代理店を介さず直接販売を行っているアスリートFA株式会社以外にない。 | 4 | |
| 小型管状電気炉(6)改造 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.1.11 | アルファ技研(株) 東京都足立区栗原3-16-4 (法人番号5011801005826) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,620,000 | 非公表 | - | MODベッド層および電着ポリイミド薄膜の成膜過程において、塗布膜または電着膜を熱処理する必要があり、当該装置はその熱処理に使用している。MODベッド層および電着ポリイミド薄膜の品質は熱処理条件に大きく影響を受けるため、熱処理条件(温度、圧力、雰囲気等)の検討は非常に重要である。本改造では、従来大気圧条件下で行うことができなかった熱処理を、真空～大気圧条件下で行えるようにする事を目的とする。これにより、熱処理時の圧力条件範囲が広がり、電着ポリイミド薄膜の高品質化が期待できる。小型管状電気炉(6)(製造・納入業者:アルファ技研株式会社、納入年月:2005年03月)は、アルファ技研(株)が設計・作製したものであり、独自の機構を有している。当該装置の改造を行うには、装置独自の機構に関する情報を有していることが必須であるが、当該装置の仕様、設計等を熟知しており、改造後の動作保証も可能な契約相手先は、設計・製造業者であるアルファ技研(株)以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|--|----------|--|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 定常流発生装置小型流量試験装置の校正及び点検作業 | 契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.11 | (株)オーバル 東京都新宿区上落合3-10-8 (法人番号4011101003936) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,501,200 | 非公表 | - | 本装置を使用した型式承認試験及び基準器検査は、本装置のノズルにより定常流を発生させ、そのノズルを通過する流量を標準とし、その定常流の温度、圧力の値等を計測・補正し、被試験ガスメーターの試験・検査を行うものである。計測を行う際の温度、圧力の値等は定期的に校正を実施し、その校正された温度値及び圧力値はアナログ値による補正、またアナログ値として出力される値を変換器により信号変換し、その後演算部に対応した信号変換による補正值入力が必要である。温度、圧力の校正後の値について、その補正值の演算部への入力は、単純な数値入力のみではなく、装置に合わせた変更作業及び整合確認の作業が必要である。これらの作業を行うには、装置の構造や機能を十分に熟知し、かつ本装置と温度補正值及び圧力補正值との関係を十分理解していることが必要不可欠である。これらの条件を満たしているのは、本装置の設計製造元である株式会社オーバルのみであり、代理店等もない。よって、本件の契約先は、設計製造元の株式会社オーバル以外にない。 | 6 | |
| ナセル搭載ライダー用観測システム追加作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.1.12 | 三菱電機(株) IT宇宙ソリューション営業第一部 東京都千代田区丸の内2-7-3 (法人番号4010001008772) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 15,948,360 | 非公表 | - | 本システムは、産総研が所有する既設のナセル搭載型ライダープロトタイプ機(三菱電機(株)製、型番:R-E1S9NA)に組み込み観測システムであり、システムを動作により、ナセル搭載ライダーの運転状態を変更するものである。当該案件で追加を行う観測機能は、現在所有のナセル搭載ライダーにインストールを行うため、システムの開発には、現観測システムの動作原理を理解している必要がある。観測機能のインストールには、装置制御部を分解し、装置に内蔵されているパーソナルコンピュータを操作する必要があるため、装置の内部構造や、内臓ソフトウェアについて十分に熟知していることが必要不可欠である。さらに、本体の動作確認を実施する際にも、所定の観測ビームが動作することを確認するため、装置の一部分解を行って動作確認を実施する必要がある。製作メーカーが有する知識が欠かれない。システムの販売、保守、修理等の契約は三菱電機(株)が直接行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため三菱電機(株)社以外に契約可能な業者は無いと判断する。 | 6 | |
| ドライブポンプ交換作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.12 | サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田薬屋町36 (法人番号4130001014511) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,643,796 | 非公表 | - | ドライブポンプにおいては、最低限の性能を確保するため、本装置からの制御信号を受けつつポンプを動作させている。従って当該ドライブポンプの修理には、ポンプ本体の構造のみならず、装置本体の制御システムを熟知している必要がある。従って、ドライブポンプ接続後の装置全体の機能・性能が保証されるためには装置本体の製造メーカーであるサムコ(株)以外に作業を請け負わせることができない。また、当該者製のドライブポンプの交換作業にあたってはエンドユーザーからの直接のポンプのみの作業依頼は受け付けず、ドライブポンプが接続されている装置製造メーカーからの依頼のみしか作業を行うことができないことを櫻山工業(株)に確認済みである。以上の理由により、作業依頼先として、サムコ(株)以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|--|----------|--|---|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| LED可視光シミュレータ改造 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.12 | (株)セルシステム 神奈川県横浜市青葉区あざみ野南1-2-8 (法人番号6020001038107) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,364,120 | 非公表 | - | 既存のLED可視光シミュレータは、LEDを用いた可視光シミュレータ装置であるが、現状では低照度測定に必要な照度を出力することができないため、精密な電流制御が可能となる制御系に改造する必要がある。また、低照度用に対応可能となるレンズ等の光学部の再調整も必要になる。本改造においては既存装置との互換性が必要であり、既存装置の内部構造、機構等を熟知した高度な技術が要求され、且つ、装置の改造に関する施工技術及びノウハウを持ち合わせており、改造後の装置の動作保証も可能な株式会社セルシステム以外にはない。 | 6 | |
| レーザースクライビング加工装置用光学系均一化改造 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.1.13 | 丸文(株) 東京都中央区日本橋大伝馬町8-1 (法人番号8010001057337) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 11,196,900 | 非公表 | - | 現在のレーザースクライビング加工装置(株式会社フォーサイトテクノ、型番:FRR-M3T)光学系(丸文株式会社、丸文モデル番号:FRR-M3T(上記レーザースクライビング装置の一部))の加工速度は非常に遅い(7.2m/h)ことに加えて、レーザースクライビング装置で発生できる長方形ビームは1本のみであるため、プロジェクトの目標とする10分割線材を作製するためには少なくとも9回の加工が必要である。これを解決するために、同時に複数本のビームを発生させて加工時間を短縮することが必須である。長方形ビームはマスクによってビームを整形することで得ているので、原理的には複数個の長方形があいたマスクを用いれば複数ビームを発生できるが、現在のレーザビームは均一度が低いために加工できる範囲が0.1mm幅に限定されている。もし5mm幅10分割加工を仮定すると、ビーム間隔は0.5mmとなる。そこで、ビームが均一である範囲は幅方向で少なくとも0.6mm程度を確保できるよう改造することが必要である。当該装置はRE系超電導線材のスクライビング加工のために丸文株式会社が設計し製造しており、今回改造を行う光学系も、使用しているレンズ、ミラー、光路長など全て丸文株式会社が設計したものである。当該装置の仕様及び光学系の設計等を熟知しており、本改造を行う事が可能で、改造後の動作保証も可能な契約相手先は丸文株式会社以外には無い。 | 6 | |
| 高輝度X線トポグラフィ装置制御システム | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.13 | (株)リガク(技術サービス) 東京都昭島市松原町3-9-12 (法人番号5012801002680) | 研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,430,000 | 非公表 | - | 先進パワーエレクトロニクス研究センターでは、X線発生装置、回折計、X線検出器を組み合わせた「高輝度X線トポグラフィ装置(株式会社リガク)を2007年からこれまで専用の制御システムを用いて使用してきたが、SIPの課題を機動的に遂行するため、ネットワークを介した装置制御とデータ交換が可能な新規制御システムの導入が必要になった。制御は本体のもつ既存の駆動回路、制御回路および通信回路を使用するため、それらの構造を把握している必要があり、そうでなければ本体を完全に制御することができない。本体は株式会社リガクの製品であり、今回対象となる制御システムの各構成機器は汎用市販品ではない同社の設計・組み立てによるものである。したがって、本案件の本体の図面や制御ソフトは、同社が排他的な著作権(変更権を含む)を保有しているため、装置メーカーしか制御システムを設計・作製することができない。以上の理由により、契約先は本体の製造者である株式会社リガク以外にないと判断する。 | 7 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------------|--|----------|---|---|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| プラズマアッシング装置 (ICERPA-300) チラー交換作業 一式 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.16 | 芝浦エレテック(株) 神奈川県横浜市栄区笠間2-5-1 (法人番号3020001033242) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 10,044,000 | 非公表 | - | 本装置はICEプロセスチャンバー用にチラーが2台あり、2001年設置から交換履歴がなく経年劣化による不具合発生が懸念されている。チラー本体の内部配管及び配管継手の腐食により、冷却水及び溶媒が漏れる恐れがあるため、保全対応としてアッシングチャンバーを冷却している付帯設備のチラーの交換を行うものである。アッシングの処理能力を維持するためには、交換する部品が、ICE/RPA-300本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須であり、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。また、交換作業後の装置の動作保証が得られない。以上の理由により、本件の契約先は、当該アッシング装置の製造者である芝浦メトロニクス株式会社から装置の保守サービス等を事業委託されている芝浦エレテック株式会社以外にはないと判断する。 | 6 | |
| 出砂評価試験装置用流路経路切替配管増設 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.16 | (株)マルイ 東京営業所 東京都墨田区業平3-8-4-202 (法人番号5122001016487) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,746,861 | 非公表 | - | 流路経路切替配管の増設に伴い、本装置を正常に稼働させるためには、土層容器本体および配管等の装置の他の部分との組立作業が発生するため、装置の寸法・構造・仕様を十分に熟知していることが求められる。また、既存配管の加工・溶接に当たっては、当該装置の本来の性能を損なわないようにする必要がある。本装置は「株式会社マルイ」により製作されたものであり、当該業者はその構造や仕様を熟知している。製造者以外の者が作業を行った場合、本装置の正常な稼働に対し、著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、配管増設後の動作保証が行えるのは本装置の製造者のみであることから、契約相手先としては、本装置の設計から製作を行った「株式会社マルイ」において他に無いと判断する。 | 6 | |
| 熱暴走反応評価装置の制御解析用PC及び制御解析用ソフトウェアの更新等作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.16 | (株)テクニス 東京都千代田区九段南2-7-6 (法人番号3010001068355) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,430,000 | 非公表 | - | 本作業を実施するにあたっては、当該装置がもつ固有の構造、機能及び制御プログラムに関する情報と技術を十分に熟知している製造元の専門技術者によるPCへのインストール作業及び動作確認作業を確実に実施することが必要不可欠である。また、作業完了後の当該装置に関する動作保障も必要である。以上のことから、本作業を行える者は、当該装置を製造したスイス国SYSTAG社の日本国内で唯一の代理店である株式会社テクニス以外には存在しない。 | 6 | |
| ITPro EXPO 2017 (CloudDays2017) への出展 | 契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 田崎 英弘 (東京都江東区青海2-3-26) | H29.1.16 | (株)日経BP (イベント事務局) 東京都港区白金1-17-3 (法人番号4010401060159) | 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,296,000 | 非公表 | - | 産総研人工知能技術コンソーシアムでは関西で活動する企業の参加が増え、参加企業の強い要望によって大阪商工会議所が事務局となり関西支部が11月に設置され、関西地区での活動を行っている。関西地区において、来場予定者数5,000人(昨年度の実績:5,008人)という大規模なIT技術の展示会が行われる機会には他になく、関西支部の活動を更に大きく発展させるために出展するものである。ITPro EXPO 2017 (CloudDays2017)に出展するためには、主催者である(株)日経BP社 (ITイベント事務局)に申し込む必要があるため、契約先としては、(株)日経BP社以外にはない。 | 9 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------------|---|----------|---|---|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 前方用プロジェクターの交換及び設定作業 | 契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.17 | 三菱プレジジョン(株) 東京都江東区有明3-5-7 (法人番号8010601032482) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 15,660,000 | 非公表 | - | 自動運転や運転支援システムに関する実験は、制度上、安全上の理由から、ドライビングシミュレータ(DS)が使用される。三菱プレジジョン株式会社製品をベースに同社に一部、産総研固有の要件をベースに改良を委託して作成された「産総研ドライビングシミュレータ」の映像提示用プロジェクターは、前方3台、前方の中心部分1台、右後方1台、後方(ミラー)3台の合計8台で構成されている。この内、右後方1台と後方3台は2015年度に更新をしている。前方3台は2005年度に導入し、前方の中心部分1台は2007年度に導入したものである。前方3台の内1台(左前方)は、ランプの破損により、映像の色が正常に表示されない状態である。また、前方の中心部分1台はランプの寿命が近づきつつあり、他のプロジェクターに比べて表示の明るさが暗くなっている。映像提示用のプロジェクターの交換にあたり、交換後のプロジェクターから投影される映像を円形スクリーンに適切に表示するようにするためには、映像生成装置から提示される映像の設定について、また、前方3台のプロジェクターから投影される映像は、映像と映像の間の重なりを調整している歪み補正装置の設定について、それぞれ適切に調整することが必要不可欠となる。DSIに導入されている映像生成装置、及び歪み補正装置は、三菱プレジジョン株式会社の独自規約となっており、詳細仕様も熟知していることから、本仕様を満たす映像生成装置の交換ができる契約相手先は三菱プレジジョン株式会社以外にはない。 | 4 | |
| 横型N2Oゲート酸化炉のSiCボートおよび縦型ゲート酸化炉のヒーター | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.17 | 東横化学(株) 神奈川県川崎市中原区市ノ坪370 (法人番号4020001069789) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,883,600 | 非公表 | - | 本件は、経時的摩耗損傷が懸念される酸化炉の反応管に収容されるウエハを保持するためのSiCボートおよび石英などの炉心管を加熱する管状ヒーターを装置保守のために購入するものである。現有の機能を維持する為には、対象装置の構造を熟知している必要があり、対象装置の備品・取り替えパーツの購入においても、完全な互換性を持つことが必要であり、この装置の設計から製作までを行った東横化学(株)から純正部品を購入する必要がある。また、東横化学(株)以外の者は、製造元が保管している設計図や過去の稼働履歴を把握していないため、備品・取り替えパーツの製作ができない。以上から、本件の契約先は東横化学(株)以外にないと判断する。 | 4 | |
| 高温イオン注入装置ビームライン点検整備作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.17 | アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 6,711,546 | 非公表 | - | 本件は、高温イオン注入装置(株式会社アルバック製)のビームライン、ウエーブガイド、Qレンズ、イオンソース系排気管、クライオポンプ冷凍機の点検整備作業を行うものである。長期使用による汚れ、摩耗等が原因で性能劣化してしまふ消耗品の交換、電源等の出力の測定、及び校正を行う。装置内の高電圧部、高温部及び、危険ガスを物理的に封じ込める真空チャンバの部分の点検整備作業となるため、作業者は安全保障上および機能上で装置固有の専門的な知識が必要となる。また、ビームラインやクライオポンプ冷凍機の点検整備作業後、本装置に接続し、真空度、印過電圧、ビーム電流、等の性能を満足する必要がある。当該装置の性能を維持し、製品保証を義務付けるためには、(株)アルバックが指定する製品の保守・サービスを行っているグループ企業のアルバック販売(株)にしか対応できないと判断する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 切断レーザー装置の改造 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.1.17 | 三樹工業(株) 千葉県千葉市稲毛区山王町381-6 (法人番号5040001007226) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,132,000 | 非公表 | - | 厚さが約0.15 mmの線材を1.0mm幅に切断した場合を想定した場合、細くなった線材をリールに巻き付けようとすると、幅が狭いために線材を安定して巻き取ることができず表と裏が逆転するという現象が生じる。RE(レア・アース(希土類金属))系超電導線材はフラットワイズ曲げ(板状の線材の広い面が、広い面に向けて曲がる)ですら1%未満の歪み(strain)で劣化が生じるが、裏表が逆転するという状態は線材が180°捻れてしまうわけであるから、フラットワイズよりも厳しいエッジワイズ曲げ(板状の線材の狭い面が、狭い面に向けて曲がる)となり超電導性が破壊されてしまう。以上のような理由で、切断レーザー装置の搬送系(三樹工業株式会社、型番:ISMRE1、切断レーザー装置の一部 製造番号:ST11022101)を改良して細く切断した線材を捻れることなく巻き取ることが出来るよう改造する必要がある。この改造で最も重要なポイントは独立して回転する巻き取り側のWリールと改造部分が同期して動かなくてはならないことであり、Wリールの構造や作動原理、制御用プログラムおよびこれまでに解決してきた問題点などを全て把握しているのはメーカーである三樹工業株式会社のみである。当該装置の仕様、設計等を熟知しており、改造後の動作保証も可能な契約相手先は三樹工業株式会社以外には無い。 | 6 | |
| 導電性フィルム貼付装置改造作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.1.17 | (株)エヌ・ピー・シー 東京都台東区東上野1-7-15 (法人番号9011501005718) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,792,800 | 非公表 | - | 本導電性フィルム貼付装置は、太陽電池モジュールの作製に用いるもので、太陽電池セルにタブ線を導電性フィルム(CF)を用いて接着するものである。セルの高効率化のためには、セルのバスバーを3本から4本に変更することが有効であるが、既設の装置では、3本バスバーのセルを用いた貼付けしかできないため、4本バスバーのセルでは、モジュールが作製できないという問題があった。このため、今回、3本バスバーと4本バスバーの両方のセルに対応できるように装置のソフトウェアとハードウェアの改造を行う。このため本改造作業には装置の構造や機構、さらには、動作を行うためのソフトウェアを十分に熟知していることが必要不可欠である。よって、本装置を設計、作製した(株)エヌ・ピー・シー以外に契約可能な業者は無いと判断する。 | 6 | |
| EC7800クライオトラップシステムオーバーホール式 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.17 | (株)リョーサン 水戸支店 茨城県ひたちなか市勝本町18-7 (法人番号8010001008810) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,311,552 | 非公表 | - | EC7800のシステムの一つであるクライオ系統のクライオトラップは一般に年に一度のオーバーホールが必要であるが、今回作業を行うクライオトラップ(Tr1, Tr2, Ch-A, Ch-I)については、いずれも前回オーバーホールから1年以上経過しているため、オーバーホールを行う必要がある。EC7800に対して機器の交換を伴う作業を行う場合には、新たに接続される機器について、接続口、ソフトウェア連携、インターロック安全機構等について、EC7800本体と完全な互換性を持つことが必須の条件となる。EC7800のオーバーホール後の交換作業については、製造元であるキヤノンネルバ株式会社指定の方法に依ることがオーバーホール後の機能・性能を確保し、動作保証を得るために必須の条件であることから、EC7800の製造元であるキヤノンネルバ株式会社指定する唯一の代理店である株式会社リョーサン以外にはできないと判断する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|--|----------|---|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 角度測定式形状測定装置制御プログラム拡張 | 契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.18 | 富士ソフト(株) 神奈川県横浜市中区桜木町1-1 (法人番号2020001043507) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,160,000 | 非公表 | - | 本件の対象である「角度測定式形状測定装置制御プログラム(富士ソフト(株)製作)」は、産総研が所有する角度測定式形状測定装置を制御およびデータ取得する機能を有しており、この機能を用いて、高精度かつ高ダイナミックレンジなライン(二次元)形状測定を実現させた。今後は新たに面(三次元)形状測定手法の開発を行うため、円周形状測定モードの機能追加が必要である。既存プログラムに備わるライン形状モード(1軸Xステージを逐次移動を止めて移動距離と角度データを取得する機能)で得られる解析結果と、円周形状計測モード(1軸θステージを逐次移動を止めて回転角度と角度データを取得する機能)で得られる解析結果との比較評価を行うためには、互換性の確保が必要不可欠であり、さらに機能の追加による操作性や操作保証を維持しなければならない。これらの機能を有したプログラムを開発するためには、プログラムを開発した経験や知見と、新たな制御機能と既存のプログラムとの連携を確実に行える技術開発能力が必要となるが、これらを有しているのは、既存プログラムを開発した富士ソフト株式会社である。以上の理由から、本件の製作が行えるのは、開発元の富士ソフト株式会社以外にない。 | 4 | |
| 半導体素子シミュレーション用ソフトウェア及び保守 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.18 | 日本シノプシス合同会社 東京都世田谷区玉川2-21-1 (法人番号5010903001584) | 研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,499,200 | 非公表 | - | 当該プロジェクトにおいて、Synopsys Inc製TCADを用いて新世代Si-IGBT(絶縁ゲートバイポーラトランジスタ)のプロセス及びデバイス構造の設計を産総研、東京大学及び東京工業大学が行い、また、その設計の取りまとめを産総研が行っている。そして、当該設計から新世代Si-IGBTの試作及び評価を東京大学及び東京工業大学が行い、その評価結果から株式会社東芝及び三菱電機株式会社が新世代Si-IGBTの実用化を目指しているところである。本年度の研究計画では、次世代Siパワー半導体デバイスの3次元スケーリングの研究を行うことを予定しているため、本ソフトウェアを調達することにより、現在使用しているSynopsys Inc製の2次元デバイスシミュレーションを3次元デバイスシミュレーションに拡張を行う。そのため、本ソフトウェアについては、当該2次元デバイスシミュレーションと併用が可能であるとともに、上記の共同研究遂行の観点から、その相手先機関とともに使用している同社製のTCADとの互換性・整合性を有することが極めて重要である。これらの要件を満たすソフトウェアの使用許諾及びその保守を受けられるのは、Synopsys Incの日本法人である日本シノプシス合同会社において他にない。 | 5 | |
| 片側開放型核磁気共鳴装置の改造作業 | 契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.18 | (株)エム・アール・テクノロジー 茨城県つくば市千現2-1-6 (法人番号9050001015430) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,159,880 | 非公表 | - | 本件は、地圏資源環境研究部門物理探査研究グループで進めている片側開放型核磁気共鳴(NMR)装置の研究開発業務に関するものである。この装置はプロトタイプであり、現状では直径約30cm、磁石重量が約50kgの大型磁石を採用している。このため野外に運搬しての操作性が悪く、限定的な使用しかできない状況から技術の橋渡し活動が困難でもある。そこで、本件では野外での計測を容易にするために、より小型軽量の希土類永久磁石を製作して取り付ける改造を施し、可搬型にする。また、高周波コイルや磁石キャリアも小型磁石に適合するように併せて製作したうえで、制御プログラムの改編も行うものである。本件で改造する装置は、株式会社エム・アール・テクノロジー製標準品に産総研が一部、固有要件を入れてカスタマイズさせた製品であり、改造を行うために必要な装置の性能、構造、制御プログラムを知り得るのは製造社しかなく、改造後の機能及び性能の保証を得ることも要求される。よって、本作業は製造社以外に請け負うことはできないものであるため、本件の請負先として株式会社エム・アール・テクノロジーを選定する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------|--|----------|---|---|------|-------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 端末交通システムにおける車両開発及び充電システムの開発 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.18 | ヤマハモーターパワープロダクツ(株) 静岡県掛川市成滝322-1 (法人番号1080401014375) | 研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 105,065,251 | 非公表 | - | 本開発は、委託元である経済産業省より、ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社によるこれまでの小型電動カートの国内外のシェアや車両開発の実績、パイワイヤ化車両のパッケージ販売の実績、再委託先との関係を活用することが当該委託研究の実施において重要であると判断され、実施体制において車両の供給者として指定された。以上により、本開発はヤマハモーターパワープロダクツ株式会社以外に契約できる業者はない。 | 18 | |
| 電気輸送特性システム増設 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.19 | 日本カンタム・デザイン(株) 東京都豊島区高松1-11-16 (法人番号3013301029695) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,509,080 | 非公表 | - | 当該装置は既存のカンタム・デザイン社製可変温度抵抗測定システム(PPMS-9HDW)(製造番号:PM-947)に組み込んで使用するもので、既存装置との互換性(接続)が不可欠であり、購入先として製造者であるカンタム・デザイン社の日本国内法人である日本カンタム・デザイン株式会社以外にない。 | 4 | |
| RS-CVD装置用除害装置メンテナンス作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.19 | (株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,397,600 | 非公表 | - | RS-CVDの安定稼働のためには、当該装置が正しく機能する事が必須であり、RS-CVD用排ガス除害装置KT1000FDの構造を熟知している当該装置の製作者以外がメンテナンス作業を行った場合、排ガスの除害能力が低下し排ガスが分解されないまま大気中に放出されるおそれがある。また、製造者以外の者がメンテナンスを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の保証が得られない。よって当該装置を正常に稼働することができるようにメンテナンスが行えるのは、この装置の設計から製作までを行った製造元であるカンケンテクノ株式会社以外にない。以上から、本件の契約先はカンケンテクノ株式会社から内部構造及び仕様詳細について公開されていて、メンテナンスを一任されている株式会社巴商会以外にないと判断する。 | 6 | |
| 可搬型重力計の調整及び検定作業 | 契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.19 | 応用地質(株) 計測システム事業部 茨城県つくば市御幸が丘43 (法人番号2010001034531) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,834,920 | 非公表 | - | 本研究の今後の計画では、当該装置を苫小牧実証サイトにおける繰り返し重力計測や地熱貯留層変動調査等の目的に活用する予定となっている。しかし内部の不具合要素を抱えたままでは、研究遂行に支障を来たすことはおろか、計測データそのものの信憑性にも疑問が生じることになる。この分解整備(オーバーホール)と機器の調整及び検定作業を行うために必要な可搬型重力計の性能、機能、構造を知り得るのは製造社しかない。また、分解整備(オーバーホール)後の機能及び性能の保証を得ることも必要である。よって、本作業は製造社以外に請け負うことはできないものである。この可搬型重力計の日本国内における販売供給及び保守の取扱いは製造社であるカナダScintrex社の正式な総代理店である応用地質(株)が国内唯一の者であることから、本作業の請負先として、応用地質(株)を選定する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------|--|----------|--|--|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 順方向劣化評価用パルス電源 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.20 | 応用電機(株) 京都府城陽市平川中道表63-1 (法人番号8130001036353) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,104,000 | 非公表 | - | 2015年からこれまで蓄積してきた研究データを生かすには先行するトヨタ自動車のデータとの連続性や整合性を保つ必要があり、そのためには電源が発生するパルス電流の波形を一致させる必要がある。パルス電流の波形は電源内部のIGBTモジュール、ゲートドライバ、パスバーの組み合わせによって大きく変わるため、その設計ノウハウを有する応用電機株式会社製のパルス電源を使用する事が必須である。産総研では、同電源1台を既に購入して、トヨタ自動車のデータを利用して研究しているが、さらに研究を加速させるためには、電源を3台増設し順方向通電劣化の評価を同時並行して出来なければならない。仮に他社のパルス電源を使用すると上で述べたようにパルス電流の波形が異なるため、過去の実験データが使えなくなり実験のやり直しが発生する。以上の理由により、本契約の契約先は直販及び製造元である応用電機株式会社以外にないと判断する。 | 3 | |
| テクスチャー加工単結晶シリコンウエハ | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.1.20 | (株)エレクトロニクスエンド マテリアルズコーポレーション 兵庫県芦屋市船戸町11-11 (法人番号4140001000213) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,988,010 | 非公表 | - | 今回購入するウエハは、通常の単結晶シリコンウエハと異なり、シリコン単結晶ウエハ表面をテクスチャー加工した特殊なものである。このテクスチャー加工の善し悪しにより、太陽電池を作製した時の特性が変わるので、テクスチャー加工技術の優れた会社で加工したウエハを購入する必要がある。本研究では、すでに株式会社エレクトロニクス エンド マテリアルズ コーポレーションから購入したテクスチャー加工単結晶シリコンウエハを使用して、太陽電池セルの評価を行い、良好な特性を得ているという実績がある。引き続きセル評価を行うにあたって、実験データの連続性の確保という観点から、前回と同じ仕様のテクスチャー加工単結晶シリコンウエハを用いることが必須である。以上のことから、契約先は株式会社エレクトロニクスエンドマテリアルズコーポレーション以外にない。 | 3 | |
| 定置型ドライビングシミュレータへの映像生成装置の追加 | 契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.20 | 三菱プレジジョン(株) 東京都江東区有明3-5-7 (法人番号8010601032482) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 11,016,000 | 非公表 | - | 自動運転や運転支援システムに関する実験は、制度上、安全上の理由からDSが使用される。定置型DSIは三菱プレジジョン株式会社が設置したものであり、同社製品をベースに産総研固有の要件「道路交通シナリオ(道路環境と交通状況)」を加え改良を施したものである。現状の定置型DSIは大画面ディスプレイ1面のみで前方の視野範囲が狭く、実験可能な研究対象に限られ、主に直線や緩やかなカーブを対象とした実験にしか用いることができない。前方風景用のディスプレイを3面にすることで、前方の視野範囲をドライバーの周囲180°まで確保することにより、交差点での右左折や、高速道路等での車線変更場面等にて実験をすることが可能となる。そのために、現状の映像生成装置1台に映像生成装置2台を追加する必要がある。映像生成装置の追加にあたり、既存の映像生成装置と追加する映像生成装置は、確実に同期して映像を提示することが必須であり、映像生成装置間の通信や映像を制御するホスト計算機との通信を適切に設定することが必要不可欠となる。定置型DSIに導入されている映像生成装置、ホスト計算機は、三菱プレジジョン株式会社の独自規約となっており、詳細仕様も熟知していることから、本仕様を満たす映像生成装置の追加ができる契約相手先は三菱プレジジョン株式会社以外にはない。 | 4 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 省エネ型酸化物極微欠陥評価装置における陽電子発生部の改造 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.20 | バキュームプロダクツ(株) 東京都小平市御幸町16-2 (法人番号3012701004457) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 8,964,000 | 非公表 | - | 本件は、高強度陽電子ビーム発生を可能にするために、既存の省エネ型酸化物極微欠陥評価装置における陽電子発生部の改造を行うものである。本陽電子発生部の役割は、加速器の高エネルギー電子の照射を受けることで低エネルギー陽電子ビームを真空中に生成し、電場と磁場で引き出して、ビームラインにまで輸送することである。また、本陽電子発生部は、周囲に放射線遮蔽材を設置できる必要がある。既存装置に適合した改造を実施するためには、既存装置の構造(特に、陽電子ビーム生成部の設計法、低エネルギービーム輸送磁場の設計法、低放射化設計法)を把握していることが重要である。従って、今回改造を行う陽電子発生部は、既存装置との互換性から構造を熟知した製造者の技術を基に実施すること並びに作業完了後の動作確認試験において本装置の保証まで可能であることが必要不可欠となる。よって、本改造を行えるのは、既存装置との互換性の観点から、既存装置を熟知し改造後の装置の動作保証も可能な、製造者のバキュームプロダクツ株式会社以外にない。 | 6 | |
| 原子層堆積装置 ミリング機能用断面ミリングホルダ増設 | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.20 | (株)日立ハイテクノロジーズ 東京都港区西新橋1-24-14 (法人番号4010401021648) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,651,640 | 非公表 | - | 原子層堆積装置 ミリング機能(株式会社日立ハイテクノロジーズ)は、広範囲で平坦な試料断面をフラットミリング法により高速で作製するイオンミリングを行う装置である。フラットミリング法は、事前に鏡面研磨作業が必要であり、熟練した研磨技術が必要かつ研磨作業に時間がかかってしまう。本件は、断面ミリングホルダを導入することで事前に行う研磨作業を軽減し、初心者でも試料作製がより簡便に可能かつ研磨時間の軽減により、研究開発のスピードを加速するために導入する。本件を確実に実施するためには、当該装置の設計、仕様に関する詳細な知見を有していることが必要であり、当該装置設置後の動作保証が必要不可欠である。これらを実施できるのは、当該装置の製作供給者である株式会社日立ハイテクノロジーズ以外に存在しない。よって、当該契約の相手方は株式会社日立ハイテクノロジーズ以外にない。 | 6 | |
| リアクティブイオンエッチング装置移設作業 一式 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.20 | サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田藁屋町36 (法人番号4130001014511) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,302,072 | 非公表 | - | 本装置の設置環境の改善のためには、クリーンルームへの移設が必要となる。この際、移設元での装置のユーティリティ切り離し、分解梱包、移動、移設先での装置組み上げ、ユーティリティ接続、および調整の各作業を行う必要があるが、これらの作業により本装置の動作およびパフォーマンスに影響を生じないことが必要不可欠である。これが満たされない場合、加工精度の低下を招き、最悪の場合装置が使用不可となる。また、安全や性能保証の観点からも製造元以外の者が作業を行った場合、著しい支障が生じる恐れがある。本装置はサムコ株式会社製の精密機器であり、適切な分解梱包、立ち上げ、調整等の作業を行い、装置の動作およびパフォーマンスに影響を生じずに移設を行い、移設後の性能保証が出来るのは本装置の製造会社であるサムコ株式会社だけである。従って本役務の契約相手先はサムコ株式会社以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|--|----------|---|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 有機化合物のスペクトルデータベースの移設作業一式 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.20 | 三菱スペース・ソフトウェア(株) 第三営業部/つくば事業部 茨城県つくば市竹園1-6-1 (法人番号9010401028746) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,868,400 | 非公表 | - | 本作業は、国内データセンターで安定的なサービス提供を可能にするとともに、改正された情報セキュリティポリシーに則った外部接続機器管理体制を速やかに確立させるために必要不可欠である。本作業を実施するにあたっては、既存の情報検索システムがもつ固有の構造、機能、設計及び制御プログラムに関する情報と技術を十分に熟知している専門技術者による移設作業及び動作確認作業を確実に実施することが必要不可欠である。また、移設後の動作確認も必要である。以上のことから本移設作業を行えるのは、本システムを産総研の仕様指示で受託製作、導入し、内容にも通じている三菱スペース・ソフトウェア以外に存在しない。 | 6 | |
| ダイシングマシンの移設作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.20 | (株)東京精密 東京都八王子市石川町2968-2 (法人番号5010101009430) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,723,096 | 非公表 | - | 本作業は、山口大学から産総研に移設するダイシングマシンの立上げ作業、搬送作業、立上げ調整作業であり、その調整は極めて高い専門性を必要とする。立上げ作業、搬送作業、立上げ調整作業の過程で機器の性能が損なわれないようにするためには、装置本体を熟知している必要がある。従って装置の機能、性能が保証されるためには装置の製造業者以外に作業を請け負わせることができない。以上の理由により、作業依頼先として、株式会社東京精密以外にない。 | 6 | |
| 超臨界CO2岩石反応装置の修理・改造および定期検査 | 契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.20 | 日本分光(株) 東京都八王子市石川町2967-5 (法人番号2010101002925) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,696,140 | 非公表 | - | 現在、超臨界CO2岩石反応装置に含まれる自動圧力調整弁が故障しており、正常に運転する事ができないため、部品交換による修理を行う。また、別途保有する反応容器及びオープンを当該装置に新たに増設することに伴い、配管の分岐、ストップ弁の増設、圧力トランスデューサーの設置を行う。この変更内容は高圧ガス製造施設の変更に関する法令に該当するため、高圧ガス製造施設等変更届書に係る書類の作成も行うこととし、改造後の当該装置に係る高圧ガス製造施設の定期点検も併せて実施する。当該装置の高圧ガス製造施設変更届書に必要な性能、機能、構造を知り得るのは製造社しかなく、また作業後の性能及び機能の保証を得ることも必須である。以上の理由により、本件は製造社以外に請け負うことはできないものであり、当該装置の製造社である日本分光株式会社を、本件の請負先として選定する。 | 6 | |
| 走査型電子顕微鏡オーバーホール | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.20 | 日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,004,400 | 非公表 | - | 本装置は、省エネルギー研究部門エネルギー変換・輸送システムグループが実施している固体酸化物燃料電池、高温水蒸気電解セル、構成元素の分布状況等の分析、レドックスフロー電池等の研究に使用する各種材料表面の形状観察・分析のために必須なものである。しかしながら、経年劣化により、測定に必要な真空度に達しない、必要な解像度での像が得にくいなどの障害が発生している。そのため、内部に設置されているイオンポンプの交換やその他の部品交換等のオーバーホールを行い、本来装置が有する性能を回復させる必要がある。本作業には、本装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、また、安全や性能保証の観点からも製造元以外の者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。そのため、契約相手先は、本装置の製造元である日本電子株式会社以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| コリオリ流量計および臨界ノズルに係る試験作業 一式 | 契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.23 | (一財)日本自動車研究所 茨城県つくば市苅間2530 (法人番号1010405010435) | 研究所が行う実験の結果について国際的な審査、認証を行う場合その他研究開発を行う場合に用いることが不可欠な代替性のない特殊な機器又は材料であって、供給者が一に限定されることから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,585,869 | 非公表 | - | ①経済省事業は、気体流量の国家標準にトレーサブルな校正器を用いて、我が国の主要メーカーが製造した3台のコリオリ流量計の器差を明らかにすることを目的として、請負作業契約先の高圧水素ガス試験設備を利用して、コリオリ流量計器差試験を行うものである。②NEDO事業は、水素ディスペンサをマスターメーター法で器差試験を行うために用いられる臨界ノズルの高圧水素流量特性を解明することを目的として、請負作業契約先の高圧水素ガス試験設備を利用して、臨界ノズルの評価試験を行うものである。いずれの試験も最高試験圧力70MPa、最大流量1.0kg/minで、かつ、試験持続時間30分以上の条件の下で得られた試験データを必要とする。さらに試験に用いる機器類および配管等を試験内容に応じて迅速に配置交換することが可能な構造の高圧水素ガス試験設備であり、さらに当該設備の性能を熟知し、作業および取扱いに精通しているだけでなく、流量評価試験に関する高い技術力と豊富な経験を有していることが不可欠である。以上の試験が実施可能で、高圧ガス保安法に基づく届出が行われている設備を有しているのは、一般社団法人日本自動車研究所のみである。よって、国際規格であるOIML R139の改定のための技術データの取得並びにマスターメーター法で用いられる臨界ノズルの評価試験を目的とする本契約の対象は、一般社団法人日本自動車研究所以外にない。 | 2 | |
| ガンマ線検出器の制御、データ保存・解析用PCソフトウェア | 契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.23 | セイコー・イーザーアンドジー(株) 千葉県千葉市美浜区中瀬1-8 (法人番号1040001012832) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,723,680 | 非公表 | - | 当該ソフトウェアのバージョンアップにあたっては、現在所有しているセイコーイーザーアンドジー社製のガンマ線検出器制御装置(MCA7600)と連動して、測定の開始、停止やデータ保存を行うことができるものでなければならないことから、他社によるソフトウェアでは、装置との連動や、既存システムとの互換性が確保されないため、PC上でのデータの保存、解析を行うことができず、測定試料の元素濃度を評価する保証が得られない。既存のガンマ線検出器制御装置と連動できるWindows最新版OSに対応した後継ソフトウェア「ガンマステーション」(DS-P1001)を開発・販売しているのは、当該装置の開発・販売を行ったセイコーイーザーアンドジー株式会社のみである。従って、調達先はセイコーイーザーアンドジー株式会社以外に無い。 | 4 | |
| X線回折装置改造、移設および調整作業 | 契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98) | H29.1.23 | スペクトリス(株) PANalytical事業部 東京都港区浜松町1-7-3 (法人番号3010001020497) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 9,878,965 | 非公表 | - | 窒化物半導体の結晶成長は、一日に何回かの連続した実験を行う必要があり、その内容は結晶構造解析の結果を判断材料にして決定する。結晶構造解析は、結晶の縦方向および横方向の格子定数を迅速かつ高精度に測定し、次回の結晶成長にフィードバックさせる必要がある。通常のX線回折装置は例えば逆格子マップの測定に12時間以上要することから実験の効率が大きく低下してしまう。現在、当該X線回折装置は金属膜の分析専用であることから、窒化物半導体の測定に対応するためには部品改造を必要とする。また、つくば西事業所に設置されており、GaN-OILの環境整備に伴い、中部センター名古屋大学連携研究サイトへ装置を移設する必要がある。さらに、移設後に当該装置を問題無く稼働させると共に稼働保証を得る必要がある。スペクトリス株は、本装置の製造及び販売元であり、当該装置に対して、改造、移設、調整作業を行い、保証を行えるのは、スペクトリス株式会社以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------|--|----------|---|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| GaNパワー関連技術資料 | 契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98) | H29.1.23 | シャープ(株) 広島県福山市大門町旭1 (法人番号6120001005484) | 研究所の業務の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けることから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,240,000 | 非公表 | - | GaNパワーデバイスの応用を促進するための研究開発を行なうためには、実際に製品製造レベルでの技術が必要である。もしもそのような技術を有していない場合には、実際に回路を作成しても数秒で素子が破損したり、低損失で動作しなかったりする。また、パワーICする場合には、6個から12個の素子を同一基板上に作成する必要があるが、製造レベルでの技術を有していないと、すべての素子を動作させることが不可能となる。また、GaNパワーデバイスは信頼性において解決されていない問題があり、このような信頼性の技術開発には現状の製品製造が可能なレベル技術を有している必要がある。以上のことから、当該技術資料が必要である。また、通常このようなデバイスプロセスの技術のノウハウなどの開示をメーカーからうけることは極めて困難である。しかし、シャープ株式会社とは、H28年度6月まで、NEDO「戦略的省エネルギー技術革新プログラム／実用化開発／GaNonSiパワーデバイスを用いた民生用大電力変換器の開発」の研究項目の一つ「大電力用GaNパワーデバイスの開発」において共同研究を行なってきた。この共同研究において、シャープ株式会社と産総研は、主として、パワーデバイスの信頼性評価などについて評価実証を行ってきた。このように共同研究を行った実績から、シャープ株式会社が本技術資料を提供することを了承し、この技術資料はシャープ株式会社からしか購入できない。従って本技術資料の調達先はシャープ株式会社しかない。 | 12 | |
| 低圧水素ガス配管容積測定システム | 契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.24 | (株)平井 東京都中央区日本橋茅場町2-17-9 (法人番号7010001054847) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 6,264,000 | 非公表 | - | 本装置は水素ステーションの脱圧部を模擬した配管であるガスラインと信号変換ユニット、ライン圧コントローラから構成され、700kPaまでの脱圧量算定方法を評価するため、ガスラインと予め重量測定した真空状態の測定用容器(株式会社平井製)を接続し、ライン圧コントローラで圧力を制御されたガスを供給した後、一定時間ガスライン内に保持したガスの状態量を測定するものである。700kPaまでの脱圧量算定方法を評価するには、ライン圧コントローラでガスラインの圧力を700kPaまで10Paオーダーで安定的に設定できることが不可欠であることから、気体流量国家標準とトレーサブルな校正器として用いている既存の気体流量計校正設備(株式会社平井製、資産番号:05AA6434)の操作盤で本装置を制御することによって、ガスラインの圧力を高精度かつ簡便に設定することが可能になる。一方、ガスライン内に組み込まれる空圧三方バルブの制御がガスの状態量の測定の精度に大きく影響することから、操作盤から送信される信号を10ミリ秒以内で受信し、空圧三方バルブを動作制御することが必要である。それには空圧三方バルブに取り付けるセンサと操作盤の間を送受信する信号および信号回路を完全に同期させることが不可欠である。以上の理由により、本装置と既存の気体流量計校正設備の互換性の確保が必要不可欠であることから、本装置を製造できる契約先は、既存の気体流量計校正設備を製作し、操作盤内部の信号回路等の構造や機能を十分に熟知している株式会社平井以外にない。 | 4 | |
| 電子線描画システム | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.1.24 | (株)東京テクノロジー 東京都八王子市片倉町446-8 (法人番号9010101002605) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,694,600 | 非公表 | - | 当該装置には0.5μm以下の微細描画機能や10MHzで動作する高速ブランキング、ステージと連動した描画ソフトによる照射電子量(ドーズ)制御、高分解能偏向アンプ、複数レイヤー間のつなぎ合わせ機能が必要となる。既存資産の電子顕微鏡及び電子線制御ユニットと接続し0.5μm以下の微細描画等の加工を可能にする当該装置は、接続する既存装置との機器互換性を有する必要がある。以上の性能をもち、機器の互換性による動作保証を得るためには既設資産の電子線制御ユニット製造者であり設計情報を有する東京テクノロジー以外にない。したがって契約相手先は東京テクノロジーに限定される。 | 4 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| レーザースクライビング装置用加工台の改造 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.1.24 | 三樹工業(株) 千葉県千葉市稲毛区山王町381-6 (法人番号5040001007226) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,852,000 | 非公表 | - | レーザースクライビング装置を用いて RE(レア・アース(希土類金属))系超電導線材をµmオーダーで微細加工するためには、加工精度と同等の搬送系の分解能が必要であるが、長年の使用により搬送系に問題が生じている。レーザー加工において、加工品質に最も深刻な影響を与えるのは、集光レンズと試料との距離である。搬送の振動によって線材が上下動しないように、加工台には穴が開いており、真空吸着されるようになっているが、現在、加工によって生じた切削屑により加工台に開けた微小な吸引口が塞がれてきている。さらに加工台から真空装置に至るパイプが目詰まりしており加工台への線材の密着性能が低下しているため、吸引口の数を増やす等の改造により、吸引力を向上させる必要がある。本装置の搬送系を製作したのは三樹工業株式会社である。現状の加工台、カメラ台、ベースプレート、線材搬送システムおよびPLC(プログラマブルロジックコントローラ)プログラミングの設計・製作は全て三樹工業株式会社が実施したものであり、全ての部品図を有し、設計のコンセプトを理解しているのは同社のみである。当該装置の仕様及び搬送系の設計等を熟知しており、改造後の動作保証も可能な契約相手先は三樹工業株式会社以外には無い。 | 6 | |
| 微細試料調整設備(収束イオンビーム加工・構造評価装置 日立ハイテックNB5000システム)のSE-Tip交換及び点検整備 | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.1.24 | (株)日立ハイテックフィールドینگ 西日本支社 大阪府大阪市淀川区宮原3-3-31 (法人番号9011101029712) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,659,960 | 非公表 | - | 信頼できる試料加工および観察データを取得するためには、日常、装置が高い精度を保持する必要である。そのため、電子顕微鏡本体の性能、特徴を充分把握したうえで、点検できる事が必要である。また、交換部品の調達においてもメーカーによる責任体制が整っている必要がある。当該設備は、日立ハイテック製のNB5000型収束イオンビーム加工・構造評価装置であり、メンテナンスは日立ハイテックホールディングスが実施しており、メンテナンス後の動作保証も実施している。したがって、当該保守業者としては日立ハイテックフィールドینگ以外には無い。 | 6 | |
| 電解質-電極接合体評価装置整備作業 | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.1.24 | (株)リガク 大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14-8 (法人番号5012801002680) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,208,520 | 非公表 | - | 本装置は取得後約13年が経過しているが、これまで一度もトラブルがなかったことから定期交換部品の更新を見送ってきた。しかしながら、今回検討しているX線管球やシャッター等は確実に劣化が進行する部品であり、設計寿命の観点からはいつ故障してもおかしくない状態であること、当該部品はほぼ毎日使用しており日常業務に不可欠な設備であることから、本整備作業では当該部品の所定の性能を維持し安定的に運用するため、X線管球(銅)の交換、高圧ケーブルの交換、X線検出器の交換、X線シャッターの交換を行う。本装置は電離放射線(X線)を利用した精緻な機器であり、その整備作業は安全面や動作保証の面からも、電解質-電極接合体評価装置整備作業を行えるのは当該装置の製造者であり、その構造を熟知している株式会社リガク以外に存在しない。 | 6 | |
| プリンタブルエレクトロニクス2017会場等借料 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.24 | (株)JTBコミュニケーションデザイン 東京都港区芝3-23-1 (法人番号2010701023536) | 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,512,000 | 非公表 | - | 国際的にも注目される秀でた研究成果を普及するにあたり、アジア最大規模で開催される展示会である「プリンタブルエレクトロニクス2017」へ出展することで、企業連携や最新の開発動向、技術情報の収集を最も効果的に行うことが可能となる。当該展示会への出展は事務局である株式会社JTBコミュニケーションデザインが唯一の申込先であり、出展に関わる契約先は株式会社JTBコミュニケーションデザインのみとなる。 | 9 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------------|--|----------|--|--|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| カーボンナノチューブの脂肪組織への蓄積試験 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.25 | (株)ケー・エー・シー 京都府京都市中京区西ノ京西月光町40 (法人番号4130001020674) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,363,688 | 非公表 | - | 本作業による、標本観察結果は従来の実験結果と比較・解析するために不可欠であり、これまでに蓄積された実験データ等との連続性ができなければ、脂肪組織や肝臓等の臓器におけるCNTの微視的分布を明らかにすることは不可能である。本作業は、今年度先行して実施している試験と同じ条件下での作業を行わなければならないため、他に本作業を実施できる者はない。以上の理由により、本作業を行える者は、前回同様の業務を受注した(株)ケー・エー・シー以外にない。 | 3 | |
| 3インチシリコン基板薄膜化 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.25 | 日本エクシード(株) 茨城県常総市内守谷町4382-4 (法人番号1050001029495) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,458,000 | 非公表 | - | 本研究では、これまで日本エクシード株式会社が薄膜化(平成27年7月(2回)、10月)を行ったシリコン基板を用いて実験データの蓄積を行ってきた。シリコン基板の薄膜化は、機械的研削、機械的研磨、機械化学的研磨、研磨後の洗浄等の工程を経て行われるが、特に機械的研削、機械的研磨は加工時の圧力、加工速度は請負業者のノウハウとなっており、各社で異なる条件が用いられている。それらは単に基板の厚みだけでなく、基板内部に機械的ひずみを生じさせ、半導体材料物性に影響を及ぼすため、今回のような過去に検証した基板との比較・確認を行うためには、単に厚みを揃えるだけでは不十分であり、それを作り出すための加工条件まで統一することが極めて重要である。これまでに蓄積した研究結果に更に実験データを加えることで研究結果の信頼性をあげ、定量的な結論を早急に得ることを想定しているが、今回、請負業者を特定せずに本作業を実施した場合、これまでと基板の加工条件が異なることが容易に想像され、その結果、研究の継続性・実験データの連続性が保てなくなり、研究プロジェクト期間内に目的を達成することが困難となる。そのため、契約相手先は日本エクシード株式会社以外にないと判断する。 | 3 | |
| PE-CVD成膜装置(VECTOR)スピンドル/ベディスタル交換作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.25 | ラムリサーチ(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜1-7-9 (法人番号1020001043342) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 15,897,600 | 非公表 | - | 本案件のPE-CVD成膜装置(ラムリサーチ株式会社製)においては、継続的な研究活動を目的に安定したプロセス条件の維持と突発で起こりうるトラブル防止のため、定期的に(当所の使用頻度では3~6年)プロセスチャンパー内部の部品交換(スピンドル、ベディスタル)が必要となる。もし交換せずに使い続けた場合はスピンドル内部からの気密不良(リーク)やベディスタルの劣化により成膜プロセスにおいての面内均一性の不良トラブルが発生し、その間研究活動が停止することで関係各所に多大な影響を与えることになる。本作業を実施するためには、該当装置の内部構造や通信システムを熟知し、専用のソフトウェア情報を保有したうえで作業を遂行できることが必須である。そして交換する部品がラムリサーチ株式会社製 PE-CVD装置(Vector)と完全な互換性を持った純正部品であることが必要であり、当該装置が正しく機能し、交換後の装置の動作保証も必要である。よって、本件の契約先は当該装置の製造元であるラムリサーチ株式会社以外に無い。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|--|----------|---|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 大電力高周波増幅装置PFN充電電源等組込作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.25 | 東芝電波プロダクツ(株) 東京都新宿区市谷本村町3-29 (法人番号1020001081053) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,776,840 | 非公表 | - | 本作業は、つくば中央第2事業所2-4棟B111室に設置してある放射線発生装置(電子加速器)の電子ビームを加速するための大電力高周波増幅装置((株)東芝製クライストロン電源、型番:TA3577A、製造番号:85245)について、PFN(パルス・フォーミング・ネットワーク)充電電源(東芝電波プロダクツ(株)製、型番:E10014331G1)の組み込みを行うとともに、直流電源部の配線作業を行い、当該既存装置をインバータ電源化することを目的としている。本作業の実施には、既存装置及び組み込み予定のPFN充電電源に精通するとともに、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、また、安全や性能保証の観点からも、それらの条件を満たさない者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。そのため、契約相手先は、既存装置((株)東芝製装置)の修理・整備等作業の対応業者であるとともに、組み込み予定のPFN充電電源の製造元である東芝電波プロダクツ(株)以外にない。 | 6 | |
| i線ステッパ用光学系オーバーホール作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.25 | (株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 (法人番号4010701007371) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,374,000 | 非公表 | - | 現在、パターン異常が発生しており、原因を調査した結果、光学系が原因であることがわかった。そのため、光学系のオーバーホールが必要である。オーバーホールを行わないと、装置が正しいパターン形成ができず、装置として使用できない。光学系は、ただ部品を取り付けるだけでは装置性能が得られず、その後の装置調整作業も必要である。そのため、本件に対応出来るのは、この装置の設計から製作までを行った(株)ニコン以外にはない。また、(株)ニコン以外の者が装置の改造を行った場合、使用時の保証、長期使用後の故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなる。(株)ニコンはステッパの部品販売を含め、修理・保守等を(株)ニコンテックに一任しており、i線ステッパ用光学系オーバーホール作業の契約先としては(株)ニコンテック以外にない。 | 6 | |
| 高品質絶縁膜装置修理作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.25 | サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田薬屋町36 (法人番号4130001014511) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,437,177 | 非公表 | - | 本作業は、絶縁膜成膜工程において使用している高品質絶縁膜成膜装置(サムコ株式会社製、型式:PD-220NLS)の真空排気用ポンプが、経年劣化による回転始動エラー(TRIP:STARTFAIL 1)により真空排気できない不具合が生じているため、その修理(分解・洗浄・標準部品交換・再組立)を行うものである。本装置は、モノシラン、亜酸化窒素、アンモニアを使用して、350℃の高温下でSiO ₂ 、SiN膜を成膜する装置であるため、装置の正常かつ安全な状態を維持する事が求められる。そのため、本作業は、本装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、また、安全や性能保証の観点からも製造元以外の者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。そのため、契約相手先は、本装置の製造元であるサムコ株式会社以外にない。 | 6 | |
| つくば中央第五事業所5-8A棟から5-13棟への顕微ラマン測定装置類の移設作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.25 | (株)堀場製作所 東京セールスオフィス 東京都千代田区神田淡路町2-6 (法人番号1130001011676) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,351,080 | 非公表 | - | 本作業を行うにあたり、移設物に不具合を生じさせること無く、移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて移設前後の性能確認(移設後の稼働、性能発揮の保証)、解体及び組み立て等の作業を行える者であることが必要不可欠となる。以上のことから、当該装置類一式の移設を行えるのは、顕微ラマン測定装置類の主要部分である計測装置、各種制御装置等の装置類を製造、調整及び設置を行い、その後、それらに他社製品含む関連装置を増設、改良等を実施して現在の装置群を集成させた株式会社堀場製作所以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------|---|----------|---|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 高精度測長SEM装置(S-9380)用ターボポンプ | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.26 | (株)日立ハイテクフィールドینگ つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号9011101029712) | 研究所が行う研究及び実験で使用 する機器又は既存ソフトウェア の互換性の確保のために不可欠 な代替性のない特定の研究機器 又はソフトウェアであって、その供 給者が一に限定されることから会 計規程第30条第4項に該当する ため。 | 非公表 | 5,184,000 | 非公表 | - | 本案件の対象資産である、株式会社日立ハイテクノロジー製高精度測長SEM装置(S-9380)は、半導体製造研究における半導体ウェハ微細トランジスタ作成工程において使用される高精度測長SEM装置である。本案件の高精度測長SEM装置は、試料室をターボポンプによって高真空状態を保持しコントロールすることが必要であるが、このたび本装置で使用しているターボポンプ(型番TMP340ML)が製造中止となり、かつメーカーのサポート期間が終了した事もあり、その代替として同等の性能を有するターボポンプを購入するものである。また本装置は、高精度な線幅測長を行う電子顕微鏡であるため、高精度の測長を維持するためには、ターボポンプの特性を把握し、周波数を変更し、固有振動低減のセッティングを行った日立ハイテクノロジー製特注のターボポンプが必要となり、株式会社日立ハイテクノロジー製高精度測長SEM(S-9380)と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。製造打切り機種の後継モデル・ナンバーについて、そして保守サービスをグループ内の当該会社に委任している旨、メーカーに確認済みである。以上の理由により、本件の契約先は、該当する日立ハイテクノロジー製高精度測長SEM装置の保守サービスを行っている、株式会社日立ハイテクフィールドینگ社以外にはないと判断する。 | 4 | |
| 測長SEMの移設及び稼働・高精度調整作業 | 契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.26 | (株)日立ハイテクフィールドینگ つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号9011101029712) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,756,400 | 非公表 | - | 当所が保有する株式会社日立ハイテクノロジー製測長SEM(資産名称:高精度測長SEM(S9300)は、半導体回路ウエハ中のシリコン貫通電極の形状検査のための精密機器である。当該装置と同等の装置を新規購入する場合、調査の結果、新品の標準価格は1.8億円、中古品でも1.5億円と非常に高価であるにも関わらず、殆どの場合、初期の保証期間を経過しており、新品と同等の性能保証を期待することはできないため、極めてリスクの高い状態であることが判明している。一方、当該装置を現在の設置場所から移設し、稼働・高精度調整作業することで、本プロジェクトでのシリコン貫通電極の形状検査に活用できるため、より安価かつ費用対効果が高い。さらに当該装置は超精密機器であることから、立ち上げ後の動作保証と安全運用の確保が必須であり、そのための精密調整を実施する技術を有していることが必須条件となる。これらの条件を満たすのは、製造元である日立ハイテクノロジーから当該装置の保守業務を一任されている株式会社日立ハイテクフィールドینگのみであり、よって、本件を履行可能なのは、株式会社日立ハイテクフィールドینگ以外に存在しない。 | 6 | |
| プリンタブルエレクトロニクス2017セミナー会場借上 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.26 | (株)JTBコミュニケーションデザイン 東京都港区芝3-23-1 (法人番号2010701023536) | 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 918,000 | 非公表 | - | 国際的にも注目される秀でた研究成果を普及するにあたり、アジア最大規模で開催される展示会である「プリンタブルエレクトロニクス2017」においてセミナーを実施することで、企業連携や最新の開発動向及び技術情報の収集を最も効果的に行うことが可能となる。当該展示会におけるセミナーの開催は、事務局である株式会社JTBコミュニケーションデザインが唯一の申込先であり、セミナー開催に関わる会場及び会場設営等の契約先は株式会社JTBコミュニケーションデザインのみとなる。 | 9 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------------|---|----------|---|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| Elsevierサブジェクト・バックファイル・コレクション他の利用 | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.1.26 | エルゼビア・ビー・ブイ (法人番号8700150067835) | 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 15,640,500 | 非公表 | - | 本件の「Elsevierサブジェクト・バックファイル・コレクション」のMedicine and Dentistry Including Supplements 1&2は、医学系分野において、1994年以前の学術雑誌を網羅した電子ジャーナルであり、歴代の研究情報の提供を受けることで、当該分野の研究活動の基礎になり得るもので、必要不可欠なものである。「Science Direct eBooks コレクション」のMaterials Science 2015は、材料科学分野の研究情報を網羅した電子ブックで、2015年発刊の電ブックの研究情報が瞬時に閲覧出来るものである。これにより、当該分野の研究活動において有益な研究情報を得ることができ、必要不可欠なものである。両コレクションとも産総研の研究者に差別なく提供出来るツールであり、これらを提供することは、産総研の研究パフォーマンスを上げるためには必要不可欠である。 | 13 | |
| 磁性膜PVD装置(EC7800)エンドエフェクタ部品 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.27 | キヤノンアネルバ(株) 神奈川県川崎市麻生区栗木2-5-1 (法人番号2020001079798) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,875,960 | 非公表 | - | 本案件の対象資産であるキヤノンアネルバ株式会社製磁性膜PVD装置(EC7800)は、半導体製造研究における高品位スピントロニクス薄膜の成膜を行う装置である。現在、エンドエフェクタ部品には当所事由の搬送トラブルにより一部破損した状態のものがあるが、破損した部品をそのまま継続して使用した場合、成膜処理が行えなくなる可能性があり、装置を正常に動作することが出来ず、装置の長期停止となる事で研究開発に支障を及ぼす事が危惧される。このため、これらの交換部品である、PVD装置(EC7800)の純正部品を調達するものである。高品位スピントロニクス薄膜の成膜精度を維持するためには交換する部品がEC7800本体と完全な互換性を持つことが必要である。また、本装置の製造者以外から納品し取付を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがあるとともに、部品交換後の装置の動作保証が得られない。以上の理由により、本件の受注業者としては、本装置の製造者であるキヤノンアネルバ株式会社以外にはないと判断する。 | 4 | |
| 電池電極板用塗工試験機用増設グラビアユニット | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.1.27 | アカツキ・マキナ(株) 大阪府大阪市西成区花園南2-7-8 (法人番号6120001002837) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 7,452,000 | 非公表 | - | 今回要求される装置の各工程は①送り出し、②グラビア塗工、③乾燥、④搬送、⑤巻き取りである。ここで、②以外の工程は、現在保有する電池電極板用塗工試験機(アカツキ・マキナ(株)(旧社名:暁機械商事)製)を利用する。そのため、装置の本体構造を熟知してない当該社以外に委ねた場合、正常な増設の組み付け・点検調整が行えず、従来装置の性能だけでなく今回の増設部分の性能を保証できなくなるので、研究遂行上不都合が生じる。アカツキ・マキナ(株)(旧社名:暁機械商事)は、既設装置ならびにグラビア塗工装置を自社製作・販売・保守点検しており、当該本体装置や周辺装置について熟知している。自社製品の保守点検等を他社に委託していないため、他社では当該機器の性能を維持した増設およびその動作保証を得ることは出来ない。したがって、本増設の可能な契約相手先は、アカツキ・マキナ(株)(旧社名:暁機械商事)以外にはない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------|---|----------|---|--|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 大型SiC溶液成長炉改造作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.27 | 竹内電機(株) 兵庫県尼崎市次屋3-11-23 (法人番号2140001049797) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,489,320 | 非公表 | - | 大型SiC溶液成長炉(竹内電機(株)製)の改造作業を行う。当該装置のチャンバー底面の高周波コイル導入部は、コイルとチャンバーが絶縁されているが、絶縁距離が短く放電のおそれがある。また、構造上視認性が悪く、掃除等のメンテナンスも容易でない設計になっている。これらの解消のため、コイル導入部の設計を見直し、より絶縁距離を確保し絶縁性を向上させるとともに、掃除等のメンテナンスが容易になる構造に変更するため、改造作業を実施する。当該装置は竹内電機(株)製であり、現有の機能を維持しつつ、当該装置を正常に改造作業が行えるのは、当該装置の構造(形状・材質・接合方法など)、電気回路制御に関する技術情報を熟知し、この装置の設計から製作までを行った竹内電機(株)以外にはない。また、竹内電機(株)以外の者が改造作業を行った場合、製造元が保管している設計図や過去の稼働履歴から設備状態を把握できていないため、正常に稼働しない可能性が高く装置の保証が得られない。以上から、本件の契約先は竹内電機(株)以外にないと判断する。 | 6 | |
| HILS環境用モデリングソフトウェア | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.1.30 | マスワークス合同会社 東京都港区赤坂4-15-1 (法人番号3010403007563) | 研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,629,800 | 非公表 | - | 本件では、セキュリティ研究開発のための HILS 環境を構築する際に必要となる、モデリングソフトウェア一式のライセンスを新規に調達する。米国MathWorks 社の MATLAB をベースとするモデリング環境は車載システムの分野で非常に多くの企業や研究者に用いられている。本研究の連携先である住友電工では米国MathWorks 社の MATLAB をベースとするモデリング環境を採用しており、連携研究にけるモデル作成に関する技術情報の取得や車載システム設計開発に使われるツールも同環境により実施することから、産総研側における親和性などの利点を考慮すると唯一の選択肢となる。特に本件では以下のようなツール構成でモデリング環境を構築する。基幹ソフトウェア MATLAB、汎用設計モデリング環境 Simulink、機器のネットワーク接続部分や入出力に対する振る舞いを記述する応答モデル作成環境 Stateflow、C や C++ などへのコード生成機 MATLAB Coder および Simulink Coder、上記各ソフトウェアは米国MathWorks 社の製品であり、ユーザはそのライセンスを取得してソフトウェアを利用する。米国MathWorks 社は国内ではマスワークス合同会社を通してのみライセンスを提供しているため、契約相手先はマスワークス合同会社に限定される。 | 5 | |
| 中電流イオン注入装置 点検作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.30 | 日新イオン機器(株) 京都府京都市南区久世殿城町575 (法人番号7130001011423) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 10,648,800 | 非公表 | - | 本案件の対象資産である日新イオン機器株式会社製中電流イオン注入装置「EXCEED2300V」は、半導体基板にイオンを注入するための装置である。2010年4月に産総研がSCRを運営することとなったが、真空系オーバーホールについては未実施である。本件は高真空装置であるため、オーバーホールに関しては、最長でメーカー3年を推奨している。現在、本装置は経年使用による真空系内汚れ、摩擦により、このままではイオン注入作業中に放電が起こる可能性が有るため、真空系オーバーホールを行い、装置本来の性能で動作するよう整備調整を行なうものである。本装置の性能を維持するためには、交換する部品は中電流イオン注入装置(EXCEED2300V)と完全な互換性を持つ純正部品である事が必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。また、日新イオン機器株式会社以外の者が装置の点検作業(部品交換含む)を行った場合、使用時の保証、故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。したがって、本案件の依頼先は、当該装置を熟知した、製造元である日新イオン機器株式会社以外に無い。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------------|--|----------|---|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| LP-CVD装置 (TELFORMULA-TEOS) VCユニット交換作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.30 | 東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,165,198 | 非公表 | - | 本案件の対象資産である東京エレクトロン株式会社製 LP-CVD装置 (TELFORMULA-TEOS) は、半導体製造研究における半導体の極微細パターン形成に対応した半導体製造CVD装置である。本案件のLP-CVD成膜装置において、TEOSガス使用時にVC(気化器と流量計)ユニットが故障により流量制御が出来ず成膜レートが安定しない為、交換作業を行うものである。もし交換せずに使い続けた場合はガスが流れなくなり成膜プロセスにおいて処理が不可能になり、その間研究活動が停止することで関係各所に多大な影響を与えることになる。本作業を実施するためには、交換するVCユニット部品が東京エレクトロン株式会社製 LP-CVD装置 (TELFORMULA-TEOS) と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。当該装置の製作者以外が本作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。また、交換作業後の装置の動作保証が得られない。よって、本件の契約先は当該装置の製造元である東京エレクトロン株式会社以外に無いと判断する。 | 6 | |
| 直流電気動力計部品交換作業 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.1.30 | (株)明電エンジニアリング 北関東支店 埼玉県さいたま市中央区下落合4-23-16 (法人番号1010701028239) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,160,000 | 非公表 | - | 当該直流電気動力計は、テストエンジンを接続し、燃焼特性や排出ガス特性を評価する設備である。自動車メーカーとの新規共同研究締結の話が進んでおり、使用休止状態であった同設備の再稼働に向け、調達請求番号:AA16042108にて点検整備を行ったところ、別添作業報告書の通り経年劣化した部品類の交換作業が必要となり、本請求にて実施する次第である。当該設備は株式会社明電舎製の設備であり、設備の修理作業はシステムや作動原理を熟知している同社でなければ対応は不可能であり、部品交換後の動作保証も必要である。明電舎製設備のアフターサービスは、株式会社明電エンジニアリングのみが請けており、契約相手先は株式会社明電エンジニアリング以外に無い。 | 6 | |
| FT-IR型自動車排出ガス分析装置メンテナンス | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.1.30 | (株)エー・アンド・デイ 東京都豊島区東池袋3-23-14 (法人番号5013301001710) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,352,700 | 非公表 | - | 本作業は、当所が所有する既存のFT-IR型自動車排出ガス分析装置(株)エー・アンド・デイ)の保守・点検作業であり、校正時の調整具合が直接測定精度に影響する為、精度の維持には当該装置の構造や機構、機能などを十分に熟知していることが必要不可欠であり、メンテナンス終了後の動作保証を得る必要もある。当該装置は、製造を(株)ベスト測器が行い、販売・保守サービス等は(株)エー・アンド・デイが専任で実施している。(株)ベスト測器は、(株)エー・アンド・デイ100%出資のグループ企業である。本作業を、当該装置の開発、製作又は供給した者以外から調達したならば、当該装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、契約先は、供給した者である(株)エー・アンド・デイ以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------------|---|----------|---|--|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| NEDOプロジェクト成果報告会会場借上げ(2017年3月29日) | 契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 田崎 英弘 (東京都江東区青海2-3-26) | H29.1.30 | イノホール(株) 東京都千代田区内幸町2-1-1 (法人番号3010001135361) | 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,097,064 | 非公表 | - | NEDOプロジェクトは、約2年間の先導研究期間を設け、3年目以降に本格的な研究開発を実施する計画となっており、継続テーマの絞込を行うためにも先導研究の総括を行う必要がある。また、基本計画の中において、関連する研究開発を行っている文部科学省、総務省等の参画を得たワークショップ等を開催し、情報発信・収集を行うよう定められており、内部だけではなく外部の関係者にも参集いただき成果報告会を開催することとした。会場選定にあたり、先導期間終了間際の2017年3月29日に利用可能であり、別途計画している人工知能研究センターのシンポジウムと連日で開催できること、500名収容可能な講演会場があること(講演スクリーンが見やすいよう、座席の床が傾斜している会場)、関係省庁から近く交通の便がよいことなどの条件で会場を調査したところ、下表のとおり条件をすべて満たすのはイノホール&カンファレンスセンターだけであった。よって、当該ホールを管理するイノホール株式会社を契約先として選定する。 | 9 | |
| 窒化膜エッチング装置(SFAW-1201-008)予備用交換部品 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.1.31 | S-TEC(株) 東京都青梅市友田町4-233-1 (法人番号6012701009908) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 9,785,880 | 非公表 | - | 本案件の対象資産であるS-TEC株式会社製 窒化膜エッチング装置(SFAW-1201-008)は、半導体製造研究における半導体の極微細パターン形成に対応した窒化膜エッチング装置である。本案件の窒化膜エッチング装置においては、継続的な研究活動を目的に安定したプロセス条件の維持と突発で起こりうるトラブル防止のため、保守パーツの確保は非常に重要である。もし保守パーツを確保せず、長納期部品(燐酸槽、燐酸循環部インラインヒーター等)が故障した場合、約3か月～3.5か月間プロセス処理(窒化膜の除去)が出来ず、その間研究活動が停止することで関係各所に多大な影響を与えることになる。本調達を実施するためには、当該装置固有の機構に関する情報を有していることが必須であり、そして交換する純正部品を取り置くことでの保蔵上の品質劣化はなく、実際の交換時期には製造者自身に別途作業委託することによってはじめて、以後の動作保証責任を負わせることが出来る。よって、本件の契約先は該当する窒化膜エッチング装置(SFAW-1201-008)の製造販売メンテナンスサービスを行っているS-TEC株式会社以外に無いと判断する。 | 4 | |
| 数値解析およびプログラム開発ソフトウェアライセンス導入 | 契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.31 | マズワークス合同会社 東京都港区赤坂4-15-1 (法人番号3010403007563) | 研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,563,000 | 非公表 | - | 現在、上記の研究を進めていくにあたり、共同研究先である株式会社豊田自動織機では、開発用ソフトウェアとしてMATLAB(Mathworks社製)を使用している。共同研究を進めていくためには、産総研と豊田自動織機双方で研究データをやりとりし、研究結果を互いに追試することが必須であるため、MATLABと互換性のあるソフトウェアを使用することが必要不可欠となる。MATLABは、開発元であるMathworks社独自の製品であり、データフォーマットはオープンにされておらず、完全な互換性があるソフトウェアは存在しない。日本におけるMathworks社製品については、日本法人であるマズワークス合同会社以外に取扱代理店は設置されていない。よって、当該ソフトウェアを購入できるのはマズワークス合同会社以外にない。 | 5 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------|--|----------|--|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| アンモニア分解触媒の調製 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.1.31 | クラリアント触媒(株) 東京都文京区本駒込2-28-8 (法人番号7010001146909) | 研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,160,000 | 非公表 | - | 産総研が単独で特許権利化した調製法の今後の課題は、実用化に向けたパイロットプラント用の触媒の試作であり、来年、共同研究パートナーの昭和電工(株)の敷地内に実証プラントを設けてプロセス実証する予定である。そのためには、産総研で開発した触媒の大量合成が必要となるが、この触媒の大量合成の委託先を本プロジェクトに参画するメンバーと協議し、クラリアント触媒(株)が委託先として最適であるとの結論に至った。また、触媒大量合成に関しては、昭和電工(株)が有する触媒反応システム等のプロセスデータも必要となるため、昭和電工(株)、産総研、クラリアント触媒(株)で秘密保持契約を締結し、相互の独自情報を開示し合いながら、触媒の試作を図ることになった。上記の経緯に基づき、クラリアント触媒(株)に契約先が限定される。 | 5 | |
| 音響インテンシティアナライザ | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.1 | スペクトリス(株)ブリュエル・ケアー事業部 東京都千代田区神田司町2-6 (法人番号3010001020497) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,824,872 | 非公表 | - | 当該製品は、研究上必要とされる騒音発生源音響パワー計測を行うための音響インテンシティ解析器である。当該製品が取得するデータは現有の風車騒音音源探査計測システム(B&K社製)のバルスシステムに転送され、内部計算されることで、各装置音響パワーレベルが算出され、最終的に機械音マップが作成される。市販されている音響インテンシティ解析器は、独立電源を持たず解析部分が可搬型ではないことから風車はしご型階段(最小空間である階段通路は幅400mm×奥行400mm)、空間部分が少ない風車ナセル内部(最小空間は幅350mm×奥行350mm×高さ350mm)に持ち込み計測を行うことは不可能である。音響インテンシティの計測は、ナセル内多点精密計測しなければ精度向上は期待できないため、本研究で必要とする音響インテンシティ解析器は、携帯型解析器(ハンドヘルド)であると共にバッテリー内蔵型でなければ風車ナセル内の狭い空間で機器の移動、多角面計測を機動的に行うことができない。スペクトリス株式会社ブリュエル・ケアー事業部が扱っているブリュエル&ケアー社の2270型インテンシティアナライザは、世界で唯一のバッテリー内蔵型ハンドヘルド音響インテンシティ計測器であり、寸法は幅93mm×奥行300mm×高さ50mm、重量650gであるため、装置を携帯して計測を実施することが可能である。よって本研究を遂行するために、音源探査装置のバルスシステムと互換性のある製品および、バッテリー内蔵型ハンドヘルド音響インテンシティ計測器を扱っている納品業者としてスペクトリス株式会社ブリュエル・ケアー事業部、製品としてブリュエル&ケアー社の2270型インテンシティアナライザを選定する。 | 4 | |
| SiC-CVD装置部材 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.1 | 東京エレクトロン(株) 東京都港区赤坂5-3-1 (法人番号4010401020757) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,456,000 | 非公表 | - | 本物品は、既存のSiC-CVD装置(東京エレクトロン社製)において、SiC-Insulated Gate Bipolar Transistor(IGBT)作製用の250μm厚のエピタキシャル膜を製作するために使用する固定サセプターであり、SiCエピ膜の均一性を決定する上で極めて重要な部材である。今回、これらの部材について、エピ成長により破損、堆積物の固着等が生じ、交換する必要がある。これらの部材に本体装置と互換性がないものを用いた場合、稼働中に破損等の不測の事態が発生し、事故を招く恐れがある。そのため、本体装置の性能を正しく発揮させ、かつ、安全に稼働させるためにも、本体装置メーカーの純正部品を使用することが必須である。以上の理由により、契約相手先は、本体装置のメーカーであるとともに、代理店を介さず直接販売を行っている東京エレクトロン株式会社において他にない。 | 4 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------|---|---------|--|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| チップスクリーニング試験装置(測定部)の組立て及び立上げ作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.1 | (株)日立ハイテクノロジーズ 東京都港区西新橋1-24-14 (法人番号4010401021648) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,376,000 | 非公表 | - | 当該装置はコベル電子(株)製であり、当該装置の組立て及び立上げ作業にあたっては、当該装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働することができるように組立て調整及び立上げが行えるのは、この装置の設計から製作までを行ったコベル電子(株)以外にはない。また、コベル電子(株)以外の者が装置の組立て及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の保証が得られない。また、当該装置の移設にあたり、分解作業を住友電気工業(株)から請負ったのはコベル電子(株)であり、今回の組立て作業を行うにあたっては分解時の資料を参照して作業し、その上で立上げ作業をする必要がある。以上から、本作業に対応出来るのはコベル電子(株)以外にない。本件の契約先は、コベル電子(株)から組立て及び立上げ作業を一任されている(株)日立ハイテクノロジーズ以外にない。 | 6 | |
| 透過型電子顕微鏡JEM-3000Fの廃棄にかかる諸作業 | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.2.1 | 日本電子(株)大阪支店 大阪府大阪市淀川区西中島5-14-5 (法人番号9012801002438) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,954,795 | 非公表 | - | 当該透過電子顕微鏡解体作業はその装置構成や、使用している計器・ガスその他必要な物品について熟知していなければ、安全かつ効率的な解体と廃棄作業を行う事ができない。これら必要な知識を鑑み、本作業に関してはその製造元である日本電子株式会社への依頼が必要である。また、本作業ではデジタルカメラの取り外しと適切な保存も必要であるため、装置構成を十分に把握していない他業者による作業は困難であり、したがって当該解体作業及び廃棄にかかる諸作業を行うことができるのは、日本電子株式会社のみである。 | 6 | |
| 表面解析装置 冷却水循環器交換作業 | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.2.1 | (株)島津アクセス 京都支店 京都府京都市中京区西/京徳大寺町1 (法人番号7010501009474) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,133,999 | 非公表 | - | 電池技術研究部門では燃料電池用触媒の研究開発を行っており、触媒活性に大きな影響を及ぼすナノレベルの粒子最表面の組成分析は本研究開発において、きわめて重要な情報を与える。本装置は取得後約17年が経過しているが、これまでトラブルが生じるたびに修理するだけでなく、予算事情により不定期ではあるが整備作業も行ってきた。今回交換作業を検討している冷却水循環器は、当該装置維持の観点から測定作業時以外も常時稼働させる必要があるが、特に送水系統は機械部品であることから、経年劣化により送水能力が低下してきている。このままでは、装置運転に必要な規定の冷却水流量を得られなくなり、長期の運用停止に追い込まれる恐れがある。当該部品は触媒材料最表面の化学結合状態解析に不可欠な装置であることから、本作業では当該部品の所定の性能を維持し安定的に運用するため、冷却水循環器の交換作業を行う。本装置は電離放射線(X線)を利用した精緻な機器であり、その整備作業は安全面及び動作保証の面からも当該装置の製造者であり、その構造を熟知している株式会社島津製作所の分析機器サービスを行う子会社である株式会社島津アクセス以外に当該作業を行える業者は存在しない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------------|--|---------|--|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| LP-CVD装置用ドライポンプ交換作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.2 | 東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 13,793,356 | 非公表 | - | 東京エレクトロン株式会社製LP-CVD成膜装置(TELFORMULA-TEOS)【装置No:M03-03】およびLP-CVD成膜装置(TELFORMULA-Poly)【装置No:M03-09】は半導体製造研究における半導体の極微細パターン形成に対応した半導体製造CVD装置である。本案件はその付帯装置であるドライポンプ2台の老朽化に伴い、ガス漏洩が起きやすい状態となっており非常に危険な状態であり、また処理プロセスも安定しないため、代替ドライポンプへ交換(2台分)を行うものである。このまま交換せずに使用し続けた場合、危険なガス(HF、F2、SiH4等)の漏えいが発生し、人的事故および爆発事故が発生する可能性があるため、早急に対策を実施する必要がある。LP-CVD成膜装置の安全稼働とプロセス処理能力を維持するためには、交換するドライポンプが、東京エレクトロン株式会社製LP-CVD成膜装置本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須であり、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。また、交換作業後の装置の動作保証が得られない。以上の理由により、本件の契約先は、当該LP-CVD成膜装置の製造者である東京エレクトロン株式会社以外にはないと判断する。 | 6 | |
| 可搬型フロー式pH測定システム(miniTAS)用ポンプ流量調整・測定装置 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.3 | (有)メビウスアドバンステクノロジー 東京都杉並区西荻北3-31-6 (法人番号5011302009277) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,965,600 | 非公表 | - | 本装置(二式)は、既存の(有)メビウスアドバンステクノロジー製「可搬型フロー式pH測定システム」(型番:miniTAS-2000)及び同社製「ISFET pHセンサーアンプ部」を用いて産総研が構築したpH測定システムにそれぞれ一式ずつ組み合わせて使用し、流路に流れるサンプル海水・標準海水・塩酸等の正確な流量の測定や制御、pH測定を行うためのものである。そのため、本装置の作製にあたっては、それら既存システム及びセンサーアンプ部に関するノウハウや知見を有するとともに、既存装置との互換性を確保することが極めて重要かつ必須である。仮にそれらの条件を満たさない製品を本装置に用いた場合、上記のサンプル海水等の正確な流量の測定や制御、pH測定が困難となり、研究目的の達成に支障が生じることとなる。よって、契約相手先は、既存装置の製造元である(有)メビウスアドバンステクノロジーにおいて他にない。 | 4 | |
| 再生可能エネルギー発電系統連系試験システム改造作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.3 | (株)三社電機製作所 大阪府大阪市東淀川区西淡路3-1-56 (法人番号7120001051882) | 研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 12,960,000 | 非公表 | - | 太陽光発電及び蓄電池の導入に不可欠なパワーエレクトロニクス機器であるPCSの高度化(スマート化)や太陽光発電を中心とする分散電源の統合的な制御技術(EMS等)の開発をするため、H25年度に構築した分散電源評価設備である再生可能エネルギー発電系統連系試験システム((株)三社電機製作所製)を外部より制御可能となるように改造するものである。また、被試験体である太陽光発電用PCS((株)三社電機製作所製)および蓄電池用PCS((株)三社電機製作所製)も同様に外部制御可能となるよう改造し、SunSpec SVPIによる外部制御を受け入れ可能とし、様々なメーカーの製品発やアルゴリズム試験に適應する。本試験システムは、(株)三社電機製作所が開発し、著作権等の排他的権利を有しており、今回の組み込みソフトウェアの改造に関する改変権も同社のみが有し、システム改造後の動作保証、保守も同社しかできない。従って、契約先は(株)三社電機製作所以外にはない。 | 7 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------|--|---------|---|--|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| X線検出器用蛍光体 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.6 | 日亜化学工業(株) 東京都港区芝5-34-7 (法人番号5480001006794) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,406,400 | 非公表 | - | 産総研では、格子状パターン内に蛍光体を充填するという画期的なX線検出器の研究開発を2013年に開始し、これまでに様々な組成の蛍光体について比較試験を行ってきた。これまで20種以上の各種蛍光体の比較試験と評価を行ってきた結果、日亜化学工業株式会社製のテルビウムをドーブした酸硫化ガドリニウムが性能を満たすとともに、吸収X線光子当たりの輝度が最も高く、格子状パターン内に高密度充填する上で最良・最適であることが判明した。そのため、本プロジェクトにおいては、蛍光体の選定についての評価試験を終了し、今後の研究開発フェーズとして、研究対象の蛍光体をGOS:Tbに固定した上で、より高性能なX線カメラの開発を実現するために格子状の微細構造を持つテンチレータの研究開発に取り組むこととした。仮にGOS:Tbを採用せずに他の蛍光体を用いる場合には、蛍光体の再選定のための比較試験と評価に多大なコストと時間を要するだけでなく、他の蛍光体がGOS:Tbを上回る特性を示す確度は極めて低いことが想定される。そのため、研究の継続性及びデータの連続性を確保し、限られた期間内に研究開発目標を達成するためにはGOS:Tbを用いることが不可欠である。よって、契約相手先は、GOS:Tbの製造販売業者である日亜化学工業株式会社を他にないと判断する。 | 3 | |
| 精密抵抗溶接機 | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀卦川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.2.6 | ナグシステム(株) 大阪府摂津市新在家1-20-16 (法人番号5120901009817) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,911,600 | 非公表 | - | 当所ではこれまで保有する既設抵抗溶接機(密閉キャップと集電体取り付け溶接機(ナグシステム社製)と抵抗溶接モニターと溶接ヘッド(ナグシステム社製))を用いて、数多くの実験を行い、種々の作製条件(集電体とタブの抵抗溶接条件:溶接方式、溶接電流、溶接時間)の蓄積および最適化、そして再現性の確認を行ってきた。既設抵抗溶接機は作業上ドライールーム内に設置しており、同時利用者数が制限されている。今回利用者増大に伴い、別のドライールーム内でも同様の作業を同じ作製条件で再現性よく行える装置を用意する必要が生じた。ナグシステム株式会社は、既設装置(抵抗溶接機)を自社製作・販売・保守点検している。我々のこれまで数台の各社の抵抗溶接機を購入・使用した経験および事前調査により、異なる装置の場合は複数の使用者が正確に作製条件を揃えることが難しく、かつ再現性のある溶接結果が得がたい。しかし、同社の抵抗溶接機と自社製溶接モニターを使用することで容易に製作条件を設定できるとともに使用者が変わっても再現性のある結果が得られることを確認出来た。集電体とタブの抵抗溶接条件と溶接後の性能に関しては、これまでの作製後の各種データとの連続性を確保することが必須である。したがって、精密抵抗溶接機の購入にあたり可能な契約相手先は、ナグシステム以外にはない。 | 3 | |
| 産総研メールサービスへの機能追加 | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.6 | ソフトバンク・テクノロジー(株) 東京都新宿区新宿6-27-30 (法人番号 7011101033773) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 78,965,280 | 非公表 | - | 産総研は、産総研メールサービスとしてE1を導入し、E1の機能を用いて電子メール・スケジュール管理等のサービスを所内へ提供している。産総研メールサービスはソフトバンク・テクノロジー株式会社が平成26年度に導入後、平成27年4月から運用保守を開始しており、産総研へ導入されている既存のE1ライセンスをE3へアップグレードできるのはソフトバンク・テクノロジー株式会社のみである。また、E3へのアップグレードの際、既に稼働しているE1のサービスの一つであるメール機能に不具合が発生した場合は産総研全体の業務に支障をきたし、膨大な損失が生じる可能性がある。これらを回避し、安全にE3導入の作業を実施するためには、E1の設定状況に加え、産総研メールサービス全体の構造や機構または機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。以上により、本件を履行できるのは産総研メールシステムを構築した事業者であり、保守契約先でもあるソフトバンク・テクノロジー株式会社以外にはない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------|--|---------|--|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| X線管球用高電圧ケーブルの交換作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.6 | エクスロン・インターナショナル(株) 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-32 (法人番号9020001055792) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,201,392 | 非公表 | - | 分析計測標準研究部門では、中硬X線の線量標準の供給業務を実施している。当該業務において、中硬X線の線量標準におけるX線源として、エクスロン・インターナショナル株式会社製のX線管球(型番:MG452、Y.TU450-D08)を使用している。本件は、当該X線管球のX線出力の安定化を図ることを目的として、当該X線管球の高電圧ケーブルの交換作業を行うものである。本作業には、当該X線管球に精通し、その正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須である。また、安全や性能保証の観点からも製造元以外の者が作業を行うことは、今後の中硬X線の線量標準の供給業務の実施に著しい支障が生じるおそれがある。そのため、契約相手先は、X線管球の製造元であるエクスロン・インターナショナル株式会社以外にない。 | 6 | |
| 二相流氷特性試験装置への自動制御制御システムの取付作業 | 契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.7 | (株)プレテック 千葉県千葉市稲毛区山王町403-2 (法人番号9040001016314) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,333,528 | 非公表 | - | 本研究の目的を達成するためには、試料の岩石に対し精密に制御された加圧を行い試料の変形・破壊の状況を測定記録する必要がある。本作業の対象となる二相流氷特性試験装置(株)プレテック社製HPRIE-50V)は制御システムが自動制御されておらず、研究目標の達成に必要な精度の試験・データ取得を行うことができない。本研究の目的を達成するためには、軸力制御プロセスを制御するための制御ユニットを組み込む必要がある。試料に対する加圧を精密に制御し、同時に加圧及び試料の変形データを取得することが目的であることから、本件作業において、制御ユニットを本システムに組み入れる際には、装置の細部にわたる性能・構造等を熟知している必要がある。本件作業を、当該装置を製造した社以外に発注した場合は、当該装置の性能および取得されるデータの信頼性に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、本装置の一部は、高圧ガス保安法の定める高圧ガス製造設備に該当するため、完成品の安全面での観点からも当該装置は製造社による改造が望ましい。当該装置は(株)プレテックが製造・販売したものであり、整備、改造等も代理店等は介さず同社が直接行っている。以上により、本件作業を受注可能なのは(株)プレテック以外には無い。 | 6 | |
| B棟圧縮空気設備1年点検作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.7 | 高砂熱学工業(株)東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 (法人番号3010001008749) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,436,400 | 非公表 | - | 本作業は、福島再生可能エネルギー研究所B棟内に設置されている圧縮空気設備の定期点検(1年点検)作業を行うものである。本設備は2014年3月に稼働を開始し、ヒートレスエアドライヤーフィルターエレメント交換作業を2016年3月に行っている。今回は、圧縮空気設備のエアコンプレッサー2台(三井精機製 シリアル番号:YW20375E、YW20373E)およびヒートレスエアドライヤー1台(ORION製 シリアル番号:312002)の点検整備および消耗品の交換などを行う。このため、本作業にはB棟内に設置されている圧縮空気設備の構造や機構を十分に熟知していることが必要不可欠である。当該設備を設置した者以外の者から、調達をしたならば当該設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、B棟内の圧縮空気設備の設置工事を行い、その設置場所や、圧縮空気配管の詳細を把握している高砂熱学工業(株)以外に契約可能な業者は無い。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------|--|---------|---|---|------|-------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| ETAPソフトウェアライセンス | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.8 | (株)エルテクス設計 千葉県船橋市習志野台4-5-16 (法人番号8040001021884) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 7,182,000 | 非公表 | - | 福島再生可能エネルギー研究所の実証フィールドでは、マイクログリッドの実証が可能な設備を有している。このマイクログリッドの電力管理・シミュレーションシステムを総合的な電力解析システムのモニタリング・検証ソフトとしてETAPを導入している。今回、再生可能エネルギー及び水素等による蓄電・蓄エネ技術の組合せにより仮想的に独立したミニグリッドを実現するシミュレーションを行うために新たに拡張機能を実装するものである。そのため既存の電力管理システム(ETAP)と互換性を有することが求められる。既存機能との互換性を確保しつつ適切に機能拡張をするために実装するETAPソフトウェアのライセンス購入先については、ソフトウェアETAPの著作権者(米国ETAP社)の日本国内における独占的な販売権を認可された「株式会社エルテクス設計」に限定される。 | 4 | |
| ドライエッチング装置の改造 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.8 | アブライド マテリアルズ ジャパン(株) 東京都港区海岸3-20-20 (法人番号2010401061332) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 234,230,400 | 非公表 | - | 当該案件は、プラズマ化した反応性ガスをシリコンウェーハに照射して、ウェーハおよびウェーハ上に堆積したシリコン膜をエッチング加工する既存のドライエッチング装置(アブライドマテリアルズ株式会社製Centura eMAX 300 / DPSII Gate)に対し、老朽化した旧型メインフレーム部を新型メインフレームに交換しプロセスの効率化、歩留まりの向上を図る。同時に、産総研が保有するアッシングチャンバと組み合わせ、新規のシリコン導波路プロセスの開発を行うための機能を追加する。当該装置の構造や機構又は機能を十分に熟知している装置メーカーしか本装置のメインフレーム更新作業をすることができない。仮に他社が更新作業を行った場合、本来の性能・安全性を維持することができない。以上の理由により、本装置の更新作業が実施でき、改造後の動作保証が行えるのは本装置の製造者のみである。仮にそれらを有しない他社以外の既存装置と互換性のない製品を用いた場合、接続後に装置が正常に稼働しないおそれがあり、本研究プロジェクトの遂行に著しい支障が生じる。そのため、既存装置及び増設装置等に関するノウハウ、知見に精通し、接続後の装置の正常稼働、性能保証に責任を負えるのは、既存装置の製造元である米国アブライドマテリアルズ社の日本法人であるアブライドマテリアルズジャパン株式会社をおいて他にないと判断する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------------|--|---------|---|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 新材料保護膜CVD装置(MAPLE) プラズマソース修理作業他 一式 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.8 | (株)明電エンジニアリング 東京都品川区大崎3-7-9 (法人番号1010701028239) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,961,600 | 非公表 | - | 本案件の対象資産である三菱重工業社製の新材料保護膜CVD装置(MAPLE)は、半導体製造研究における半導体の極微細パターン形成に対応した半導体製造装置である。本案件の新材料保護膜CVD装置は2つのプロセスチャンバーを有しているが、それぞれのチャンバーで使用される高周波の調整機構であるプラズマソースの劣化が原因で装置異常となりインターロック停止するため、修理するものである。また、プロセスチャンバーの温度を安定調整しているセラも経年劣化しており交換を行う。なお、同機種はすでに機器本体の生産終了のため、構成部品も機器本体製造元が品質保証するオーバーホール品との交換(リプレース)での対応とする。本作業を実施するためには、当該装置の内部構造や通信システムを熟知し、本体機器内蔵の専用ソフトウェア情報を保有したうえで作業を遂行できることが必須である。また、交換部品も製造メーカーの純正品を使用することが、当該装置が正常に機能することを保証させるうえでの必須事項であるしたがって、当該装置の製造者である三菱重工業株式会社と契約することが望ましい。しかしながら、現在、装置生産者の三菱重工業株式会社は半導体製造装置事業から撤退しており、平成26年3月31日付け当所、三菱重工業株式会社、株式会社明電エンジニアリング東日本(現株式会社明電エンジニアリング)による覚書により装置サポート業務実施事業者として、株式会社明電エンジニアリング東日本が指定されていることを確認している。以上の理由により、本案件の契約先は株式会社明電エンジニアリング以外にない。 | 6 | |
| DC模擬電源装置の校正作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.8 | (株)三社電機製作所 大阪府大阪市東淀川区西淡路3-1-56 (法人番号7120001051882) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,073,600 | 非公表 | - | 本装置は、福島再生可能エネルギー研究所に導入済みの実験設備「再生可能エネルギー発電系統連系試験システム(製造メーカー:株式会社三社電機製作所、型番:KTA4F6-1000-750SVC)の電源装置であり、システム内のDC模擬電源装置の校正作業を実施する。校正をするためには、本装置を構成する機器内部の調整が不可欠である。また、DC模擬電源装置の校正を実施した後の本装置の性能や保証を担保する事が必要であり、校正が実施できるのは製造メーカーである(株)三社電機製作所以外に契約先にはない。なお、同社が当該製品の販売は代理店を設けず、直轄で行なうことも確認している。 | 6 | |
| 数値地質モデルデータ追加・更新作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.9 | シュルンベルジェ(株)長岡支店 新潟県長岡市北陽2-14-30 (法人番号3021001012649) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,309,232 | 非公表 | - | 本役務作業は、産総研が使用权を有する、地下情報可視化ソフト(製品名:Petrel, Schlumberger Ltd.(本社 ヒューストン、パリ)製のプラットフォーム上で、平成27年度にシュルンベルジェが受注して構築した数値地質モデルへのデータの追加およびモデル更新作業である。地質情報解釈の一貫性を保つには、高い技術力とノウハウが必要である。また、Petrelにはその機能を拡張する為のシュルンベルジェ製の各種プラグインが存在するが、既存モデルと更新モデルの互換性を保持する為に、受注者はPetrelソフトウェア本体および産総研がライセンスを保有するプラグインと同等以上のプラグインを保有し、またそれらを使用して作業した経験が必要である。本作業のすべてをSchlumberger Ltd.製のPetrelソフトウェアを使用してできる業者はSchlumberger Ltd.の日本法人シュルンベルジェ株式会社以外にないと判断する。 | 3 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------------|--|----------|--|--|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| チップスクリーニング試験装置(搬送部)の組立て調整及び立上げ作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.9 | 阪九機械(株) 兵庫県神戸市東灘区深江南町4-11-27 (法人番号1140001002253) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 6,480,000 | 非公表 | - | 当該装置はオカノ電機(株)製であり、当該装置の組立て調整及び立上げ作業にあたっては、当該装置の構造を熟知している必要があり、当該装置を正常に稼働させることができるように組立て調整及び立上げが行えるのは、この装置の設計から製作までを行ったオカノ電機(株)以外にはない。また、オカノ電機(株)以外の者が装置の組立て調整及び立上げを行った場合、製造元が保管している設計図や組立て図、及びスキルがないため、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の保証が得られない。また、当該装置の移設にあたり、分解作業を住友電気工業㈱から請負ったのはオカノ電機(株)であり、今回の組立て調整作業を行うにあたっては分解時の資料を参照して作業し、その上で立上げ作業をする必要がある。以上から、本作業に対応出来るのはオカノ電機(株)以外になく、本件の契約先は、オカノ電機(株)から当該装置の組立て調整及び立上げ作業を一任されている阪九機械(株)以外にはない。 | 6 | |
| 三次元軌道計測装置 | 契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.10 | (株)クレセント 東京都墨田区緑3-2-12 (法人番号1010601040194) | 研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,259,600 | 非公表 | - | 本研究は、NTT・CS研究所が国から採択された科学研究費助成事業において、NTTがヒト実験、分担者として当所が動物実験を担当している。当該研究では、NTTが「株式会社クレセント」に提供したBonita10を用いたVicon」を既に使用している。本研究の実施計画に基づき、動物の上肢の三次元軌道を計測し、その運動制御および知覚・学習における高次脳機能研究を行うためには、共同研究先のNTTが当該機器で記録した計測データとの整合性を確保する必要がある。Bonita10、Viconのいずれも英国Vicon社製であるが、国内代理店は医療関係機関をインターリハ株式会社、医療関係機関以外を株式会社クレセントのみとしている。共同研究先の装置との整合性確保のため、三次元軌道計測装置を供給出来るのは代理店である株式会社クレセント以外にはない。 | 5 | |
| 絶対重力加速度計点検調整および保守等作業 | 契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.10 | 応用地質(株)計測システム事業部 茨城県つくば市御幸が丘43 (法人番号2010001034531) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,553,072 | 非公表 | - | 本作業は、重力加速度標準の維持と供給に用いられている、絶対重力加速度計(Micro-g LaCoste社製 FG5)の性能を維持・発揮させるために必要な定期的な点検調整および保守等の作業である。作業内容には、消耗した部品の交換、落下槽の点検調整、干渉計の点検調整、スーパー・スプリングの点検調整、エレクトロニクスとコンピュータの点検調整、総合的な性能確認試験が含まれる。本装置の点検調整および保守等の作業を実施するには、装置の機構や性能を熟知しているとともに、正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、点検調整および保守等作業実施後の動作保証が必要である。また、部品交換と調整作業においては、10倍分の2という絶対重力の精度に影響するため、高度の熟練技術を要する。本装置の点検調整作業は、本装置を製造している米国Micro-g LaCoste社のみが実施できるが、米国Micro-g LaCoste社は、日本での直接の作業は行っておらず、国内唯一の正規代理店である応用地質株式会社とその窓口となっている。以上の理由により、本件の契約相手先は、本装置の製造者である米国Micro-g LaCoste社の正規代理店である応用地質株式会社以外にはない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--|--|----------|---|--|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 化合物情報管理システムソフトウェアライセンス | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.13 | パトコア(株) 東京都千代田区丸の内1-7-12 (法人番号4010901018177) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,317,600 | 非公表 | - | 既存の化合物情報管理システムはRDBMSであるMySQLと管理インターフェースを提供するソフトウェアであるChemAxon社のJChem Baseで構成される。JChem Baseは10年前に購入したもので、JChem Baseは保守期間が終了しているため、研究活動を継続するには化合物情報管理システムソフトウェアの更新が必要となる。さらに、これまで収集したデータがそのまま使え、また測定、評価の作業プロセスおよび公開用データの生成の作業プロセスを継続するには、MySQLとの接続性、およびそこに保存されたデータの移行可能性が確実に担保される必要がある。これらの要求に適合するのは、JChem Baseの後継製品であるInstant JChem以外にない。もし、これらの要求プロセスが満たされない場合、RDBMS部分も含めた化合物情報管理システム全体および作業プロセスの再構築が必要になり、研究活動の継続に支障が出る。パトコア株式会社はChemAxon社の国内唯一の販売代理店であるため、国内の購入先はパトコア㈱以外にない。 | 3 | |
| 西-7B棟特殊ガスシリンダーキャビネット・レギュレーターボックス制御システム(ハードウェア及びソフトウェア)交換作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.13 | (株)巴商会 学園都市営業所 茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2 (法人番号4010801008518) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 32,590,404 | 非公表 | - | 特殊ガス制御システムは、2001年納入から15年が経過しており、シリンダーキャビネット・レギュレーターボックスのグラフィック画面欠損、制御設備が起動できなくなる等の不具合が頻発しているため、今回シリンダーキャビネットについては78台中17台、レギュレーターボックスについては85台中13台の更新を行うものである。それに伴いタッチパネルの画面ソフト及びプログラマブルロジックコントロールの更新も必要となる。本設備は、タッチパネルの画面ソフト及びプログラマブルロジックコントロールのラダーソフトは大陽日酸(株)(当時 日本酸素(株))と大陽日酸エンジニアリング(株)(当時 NSエンジニアリング(株))が共同開発したものであるため、2社が制御システムのソフトウェアの著作権を有しており他社に開示していない。なお、大陽日酸(株)と大陽日酸エンジニアリング(株)から本設備の更新にあたっては、SCR棟の特殊ガス設備のシリンダーキャビネット・レギュレーターボックス制御設備の施工を実施した(株)巴商会 学園都市営業所に本設備の代理店契約に基づき委託したいと申し出があった。以上の理由により、西-7B棟特殊ガスシリンダーキャビネット・レギュレーターボックス制御設備更新作業の契約先は(株)巴商会 学園都市営業所しかないと判断する。 | 6 | |
| プラズマCVD装置(VECTOR)冷却水配管 交換張替作業一式 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.13 | ラムリサーチ(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜1-7-9 (法人番号1020001043342) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 7,855,147 | 非公表 | - | 本案件の対象資産であるラムリサーチ株式会社製 プラズマ-CVD装置(Vector)(2006年4月取得、取得金額 22,400,000円 固定資産 10AA2753)は、半導体製造研究における半導体の極微細パターン形成に対応した半導体製造CVD装置であり、SCRでも使用頻度が高く重要な装置である。本案件のプラズマ-CVD成膜装置において、プロセスチャンパー下部に埋め込まれている冷却水配管が経年劣化の為に破損し、漏水トラブルにより装置の使用が不可能な状態となり、研究活動に支障が出ている。本作業を実施するためには、当該装置の内部構造や通信系統を熟知し、専用のソフトウェア情報を保有したうえで速やかな作業を遂行することが必須である。そして交換する部品がラムリサーチ株式会社製 プラズマ-CVD装置(Vector)と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。当該装置の製作者以外が交換作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。また、交換作業後の装置の動作保証が得られない。よって、本件の契約先は該当するプラズマ-CVD装置(Vector)の製造販売メンテナンスサービスを行っているラムリサーチ株式会社以外に無いと判断する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------|--|----------|--|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 東京工業大学大岡山キャンパス研究室使用料 | 契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.14 | 国立大学法人東京工業大学 東京都目黒区大岡山2-12-1 (法人番号 4013205000272) | 国、研究所以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他の公法人、学校教育法第2条2項に規定する国立学校及び公立学校と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 25,261,808 | 非公表 | - | 国際的にトップクラスのスーパーコンピュータ技術とクラウド技術の融合を実現し、企業データ、オープンデータ、学術データを組み合わせて高度な解析を実施するため、大規模スーパーコンピュータ構築技術に強みを有し、豊富な運用実績を持つ東京工業大学との連携研究を推進する拠点として、同大学内に東京工業大学連携研究サイト「産総研・東工大 実社会ビッグデータ活用オープンイノベーションラボトリ」を設置することが、組織決定(産総研決定文書「産総研 17-03(平成29年1月26日付け)されたことに基づき、東京工業大学大岡山キャンパス内に当該拠点スペースを確保する。上記に基づき、東京工業大学大岡山キャンパスの管理者である同大学を契約相手として定期建物賃貸借契約を締結するものである。 | | |
| 減圧CVD装置 改造 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.14 | (株)国際電気セミコンダクターサービス 富山県富山市八尾町保内2-1 (法人番号4230001013387) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 46,440,000 | 非公表 | - | 当該研究CR内の減圧CVD装置(株式会社日立国際電気製、DJ-833V-4B)は、4インチSi用であり、SiCの6インチラインを構築するために、6インチ基板用装置に改造し、成膜種の変更を行う。当該装置を6インチ基板に対応するためには、搬送系や処理用の石英管や電極などを6インチ基板用に改造しなければならない。また、膜種変更は従来TetraEthyl OrthoSilicate 系酸化膜成膜装置であった装置を、SiH4系酸化膜成膜装置に変更する。これにともない、マスフローメーターを始めとしたガス系部品の追加が必要となる。これと同時に不要用力の撤去、および、必要用力の工事も同時に行う。当該装置は(株)日立国際電気製であり、当該装置を、現有装置の機能を維持しつつ、6インチ対応の基板を使用可能とする改造を行えるのは、現有装置の構造を熟知しており、この装置の設計から製作までを行った(株)日立国際電気以外にはない。また、(株)日立国際電気以外の者が装置の改造を行った場合、使用時の保証、長期使用後の故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。(株)日立国際電気は当該装置の部品販売を含め、修理・保守等をグループ会社の(株)国際電気セミコンダクターサービスに一任しており、当該装置改造の契約先は(株)国際電気セミコンダクターサービス以外にない。 | 6 | |
| プラズマ電極実運転評価業務 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.15 | (株)東芝エネルギーシステムソリューション社 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 (法人番号2010401044997) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,484,000 | 非公表 | - | 当該作業は、風車ブレードに取り付けられたプラズマ電極に通電を行い、プラズマを発生させ、運転状況の確認を行うものである。屋外高所に露出されたプラズマ電極の運転状況を接近して確認する事は困難であるため、今回は間接的にプラズマ放電をコントロールするシステムである、プラズマ制御システムの動作状況を確認し、プラズマ電極の運転状況をモニタリング・評価する。電圧波形を取得するためには、プラズマ制御システムを一部解体し、計器を接続するため、製造メーカーによる知見が必須となる。また、作業の最終段階では、降雨や結露によるプラズマ電極の制御特性を分析し、制御パラメータの調整を実施するため、機器の制御システムに関する知見が必要となる。本システムは、株式会社東芝が開発し(社内カンパニーのエネルギーシステムソリューション社(以下ESS社)が製造)、世界初のシステムとして販売を行っているため、システム実運転評価が可能な業者は他に存在していない。また、システムの販売、保守、修理等の契約は(株)東芝ESS社が直接行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため(株)東芝ESS社以外に契約可能な業者は無いと判断する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| FT-IR型改質ガス分析装置メンテナンス | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.15 | (株)イー・アンド・デイ 東京都豊島区東池袋3-23-14 (法人番号5013301001710) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,830,060 | 非公表 | - | 本作業は、当所が所有する既存のFT-IR型改質ガス分析装置の保守・点検作業であり、校正時の調整具合が直接測定精度に影響する為、制度の維持には既存のFT-IR型改質ガス分析装置の構造や機構、機能などを十分に熟知していることが必要不可欠であり、メンテナンス終了後の動作保証を得る必要もある。当該装置は、製造を(株)ベスト測器が行い、販売(契約)等は(株)イー・アンド・デイが専任で実施している。(株)ベスト測器は、(株)イー・アンド・デイ100%出資のグループ企業である。本作業を、当該装置の開発、製造及び供給した者以外の者から調達をしたならば、当該装置の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、契約先は、当該装置を供給した者である(株)イー・アンド・デイ以外にない。 | 6 | |
| ステッパー移設 | 契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98) | H29.2.15 | レアテック(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-26 (法人番号9020001040927) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,447,200 | 非公表 | - | 本作業で東京工業大学から名古屋工業大学へ移設するステッパーウルトラテック製UltraStep 1500MVSR)は、MOS技術などの研究開発において、半導体プロセスを行なう時のレジストパターンを形成する露光装置である。この露光装置は、サブミクロンの精度でのマスクの位置合わせ機構や露光時間の精密な制御機構、半導体チップの位置検知センサー、複雑な露光用の光学系、レーザを用いた距離計測機構などから構成される装置である。そのため、本作業においては移設させる前に、精密な動作をする可動部分を固定したり、振動により故障する可能性のある部分をガードしたりする必要がある。また、移設後に実際に電源やユーティリティを接続して動作確認をする必要がある。本装置はその性質上、故障すると修理が困難になる場合が想定されることから、本作業を行なうためには、装置の細部について十分な知識を有し、修理や移設作業を行った経験を持ち、動作確認などのオペレーションを行なうことができる必要がある。一方で本装置の発売元であるウルトラテックジャパンが解散し現在存在しない状況であるが、本装置の修理や移設作業などはウルトラテックジャパンより当該ステッパーの技術者がスピンアウトして設立されたレアテック株式会社が行っている。そのため、当該装置の移設を行えるのは、レアテック株式会社以外にない。 | 6 | |
| 還元・不活性雰囲気ホットプレスのシーケンサー交換修理 | 契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98) | H29.2.15 | 富士電波工業(株)名古屋営業所 愛知県名古屋千種区内山3-18-10 (法人番号6120001058103) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,123,200 | 非公表 | - | 現在、当該還元・不活性雰囲気ホットプレス(富士電波工業社製ハイマルチ10000、FVHP-R-10-FRET-40)の雰囲気制御用シーケンサーの一部が故障し、雰囲気制御ができない状態になっている。また、本装置で使用されているシーケンサー(日立製EMシリーズ)は製造メーカーによるサポートが終了しているため、部品交換での復旧は困難である。そのため、シーケンサー自体を交換修理する必要があるが、本装置のシーケンサーは多くのバルブ開閉や安全装置と密接にリンクしており、新たにシーケンサープログラムの新規更新および新たな配線作業を確実に実施しなければ、安全上大きな問題が生じる。そのため、焼成炉を正常に稼働させるには、シーケンサーのプログラム構造や機構を十分に熟知していることが必要不可欠であるため、契約先としては、当該装置の製造、保守メーカーである富士電波工業株式会社以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------|--|----------|---|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| X線分析装置、熱分析装置移設前後点検・調整作業 | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 龍掛川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.2.16 | (株)リガク大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14-8 (法人番号5012801002680) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,196,640 | 非公表 | - | 研究の強化のため、平成29年4月付で現京都大学化学研究所の正井和博助教を当該グループに採用予定であるが、当該装置一式は、それに伴い、国立大学法人京都大学から、教員の研究継続性を保ち、資産を有効活用するために、寄付を受けるものである。当該装置一式は株式会社リガク製のものであり、装置の移動前後の動作確認・調整を支援なく行えるのは当該業者のみである。したがって、安全面及び動作保証の面から今回の移設作業を実施できるのは、当該装置の製造者でありその構造を熟知している株式会社リガクのみである。 | 6 | |
| スマートグリッド監視制御装置総合調整試験 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.16 | (株)大林組東北支店 宮城県仙台市青葉区上杉1-6-11 (法人番号7010401088742) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,188,000 | 非公表 | - | 本作業は、福島再生可能エネルギー研究所に導入済みの装置「電力監視システム(元請け業者:(株)大林組)」の機能の一部を稼働するための総合調整試験を行うものであり、スマートグリッド監視制御機能の正常動作確認のためには、当該装置の装置並びにソフトウェアのインターフェイス等を熟知している必要がある。本作業を実施するためには、当該装置を製作もしくは供給した企業以外から調達した場合、当該装置の動作保証を含め障害となるため、事業者は製造メーカーである(株)大林組以外にないと判断する。 | 6 | |
| 高機能セラミックス展出展料 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.16 | リードエグジビジョンジャパン(株) 東京都新宿区西新宿1-26-2 (法人番号7011101022545) | 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,108,240 | 非公表 | - | 産総研独自のAD法や光MOD法などの革新的なコーティング手法は、既に複数の企業との橋渡し研究を遂行しているが、高機能セラミックスに関する企業が集まる世界最大級の展示会である「高機能セラミックス展」に出展することで、国内外の新たな応用分野や新規市場での展開につながることを期待できる。東京国際展示場において開催される本展示会は、リードエグジビジョン ジャパン株式会社が独自に主催し、かつ唯一の申込先であるため、契約相手先は、リードエグジビジョン ジャパン株式会社のみである。 | 9 | |
| 第1回接着・接合EXPO出展料金 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.16 | リードエグジビジョンジャパン(株) 東京都新宿区西新宿1-26-2 (法人番号7011101022545) | 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,021,680 | 非公表 | - | 「第1回接着・接合EXPO」に出展することは、昨年度当該領域内に設置した「接着・界面現象研究ラボ」のポテンシャルやシーズ、最近のトピックス等を広く紹介し、産総研のプレゼンスを向上させるとともに、民間企業との連携を加速させる場として非常に有効である。当該展示会は東京ビッグサイトで行われる大規模展示会である「高機能素材ワールド2017」の一環であり、リードエグジビジョン ジャパン株式会社のみが運営事務局業務を執行しているため、契約相手先はリードエグジビジョン ジャパン株式会社のみである。 | 9 | |
| 固体NMR装置(200MHz)分光計修理作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.17 | ブルカー・バイオスピン(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 (法人番号8020001059836) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,355,400 | 非公表 | - | 当該装置は、文科省ナノテクノロジープラットフォーム事業の登録装置として、産総研内外の研究支援に欠くことのできない装置であるが、経年劣化により分光計部におけるシグナル検出感度が著しく低下する不具合が生じているため、正常な状態に性能復旧する必要がある。本作業は、当該装置の構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウをもとに実施されなければならない。また、復旧後の装置の動作保障も必要になることから、当該装置の復旧作業を確実にこなせるのは、当該装置の製造元であるブルカー・バイオスピン株式会社以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------|--|----------|--|--|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 帯磁率測定システム用液体ヘリウム循環システムオーバーホール作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.20 | 日本カンタム・デザイン(株) 東京都豊島区高松1-11-16 (法人番号3013301029695) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,919,808 | 非公表 | - | 本作業は、フレキシブルエレクトロニクス研究センターで使用している既存の帯磁率測定システム用液体ヘリウム循環システム(米国カンタム・デザイン社製、MPMS EverCool)が、経年劣化によりHeガス圧縮機内で熱交換器の水冷管に穴が開いたため、Heガスの漏れが発生し、Heガス圧縮機の機能が低下したことからHeガス圧縮機の交換及び水が浸入している冷凍機のベーキングを実施し、本システム全体の機能を従来の循環システムに冷凍能力を回復するための作業である。本作業を実施するにあたっては、循環システムに不具合を生じさせることなく、確実に修理を実施するためには、当該システムが持つ固有の構造、機能及びシステムの制御プログラムを十分に熟知している製造元が提供する交換部品を使用し、かつ、製造元の専門技術者による点検・調整及び動作確認作業をもって実施することが必要不可欠である。また、作業完了後の当該システムに関する動作保障も必要である。以上のことから、本作業を行える者は、当該システムを製造した米国カンタム・デザイン社の日本法人である日本カンタム・デザイン株式会社以外に存在しない。 | 6 | |
| 精密騒音計(低周波音測定機能付) | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.21 | リオン(株) 東京都国分寺市東町3-20-41 (法人番号1012401002696) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,564,136 | 非公表 | - | 日本大学工学部とは、2014年度から共同研究がスタートしており、研究フィールド内に同じ型式の低周波騒音計を設置することで、継続的に計測フィールド内の音響パワーレベルを明らかにしてきた本年度の研究計画では、風車周辺に設置する騒音計を増設し、研究フィールド内の騒音計測定システムを整備する。既存の騒音計とのデータ連続性の確保および、データの分析プログラムを統一するために、リオン株式会社製の精密騒音計(低周波音測定機能付)を選定する。本装置は、販売代理店を経由しないで、リオン株式会社直販によるため、契約先はリオン株式会社しかない。 | 3 | |
| 走査型分析電子顕微鏡JSM-7400Fの修理 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.2.21 | 日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,343,600 | 非公表 | - | 走査型分析電子顕微鏡(日本電子株式会社製 型番:JSM-7400F)は所内研究者向けのセルフ使用や依頼分析等に使用されているが、現在制御用パソコンが故障し、装置自体全く動かない状態になっており、今まで行ってきたニーズに全く応えられない状態になっている。この問題を解決するための要求仕様としては、作動しなくなった制御用パソコン(OS:Windows2000)を、現在入手可能でかつ正常に作動するOS:Windows7のパソコンに交換し、さらにOSがWindows2000の制御用パソコンでは動くものの、Windows7のパソコンでは動作しない部品を動作する部品に交換することである。しかしパソコンや関連部品の交換を行うには製造メーカーの日本電子株式会社が電子顕微鏡製造時に設定しているいくつかのパスワードを解除する必要がある。これらのパスワードは日本電子株式会社しか知りえない情報である。これらのパスワード解除作業がないと電子顕微鏡を正常に動作するようにパソコン及び関連部品の交換を行うことは不可能である。また修理完了後の動作保証も必要であり、その為の修理作業が可能なのは製造元である日本電子株式会社以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------------|--|----------|--|---|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 燃焼式排ガス処理装置の移設作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.21 | (株) 荏原フィールドテック 神奈川県藤沢市本藤沢4-2-1 (法人番号2010801001755) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,410,238 | 非公表 | - | 本案件の対象資産である株式会社荏原フィールドテック製燃焼式排ガス処理装置(Epsilon2000)は、SiGeエピタキシャル成長装置から排出される大気汚染物質を無害化する燃焼式排ガス処理装置であり、精密機器である。今回、装置再配置計画により、本装置が現在設置されている研究CRから、SCR(エリア1)への移設作業を行う。本案件を確実に実施するためには、当該装置固有の機構に関する情報を有していること、並びに精密な調整の技術を有していることが不可欠である。当該装置固有の機構に関する情報を有していないと装置の分解を行うことは難しく、また本装置を移設するにあたって、当該装置の製造者以外が作業を行った場合、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の移設、改造後の正常稼働保証が得られない。よって、本件の契約先としては、当該装置の製造者である株式会社荏原製作所から、保守サービスを委託されている荏原フィールドテック以外にはないと判断する。 | 6 | |
| シリコン・ゲルマニウムCVDエピタキシャル成長装置の移設改造作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.22 | 日本エー・エス・エム(株) 東京都多摩市永山6-23-1 (法人番号6013401001444) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 23,411,696 | 非公表 | - | 本案件の対象資産である日本エー・エス・エム社製Ge/Si成膜装置(Epsilon2000)は、日本エー・エス・エム株式会社製半導体製造装置であり、SiGeエピタキシャル成膜を行う精密機器である。今回、装置再配置計画により、本装置が現在設置されている研究CRから、SCR(エリア1)への移設作業を行う。本案件を確実に実施するためには、当該装置固有の機構に関する情報を有していること、並びに精密な調整の技術を有していることが不可欠である。当該装置固有の機構に関する情報を有していないと装置の分解を行うことは難しく、また本装置を移設するにあたって、当該装置の製造者以外が作業を行った場合、正常に稼働させられない可能性が非常に高く、装置の移設、改造後の正常稼働保証が得られない。よって、本件の受注業者としては、当該装置の製造者である日本エー・エス・エム株式会社以外にはないと判断する。 | 6 | |
| アルミニウム分子線発生装置 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.22 | (株)フォーサイトテクノ 東京都江東区南砂3-3-4 (法人番号1010601026053) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,624,400 | 非公表 | - | 本装置は、MBE装置(Riber社製、コンパクト21、製造番号:C21-T3-5)に新たに増設するアルミニウム分子線発生装置であり、超高真空下でアルミニウム金属原料を加熱し、アルミニウム分子線を発生する機構、及び分子線のオンオフを制御するシャッター機構を有する装置である。MBE装置に接続する当該装置はRiber社製MBE装置コンパクト21用の純正部品でなければ動作保証が確保できず、また、MBE装置の自動制御はPCとの接続により結晶成長制御ソフト(Riber社モデル、Crystal)を用いて行っていることから、本装置の温度制御、シャッター制御についても同ソフトでの自動制御が可能であることが必須の条件となる。以上のことから、MBE装置に接続する当該装置は、MBE装置の製造元であるRiber社の製品に限定される。よって、本装置が購入できるのはMBE装置の製造元であるRiber社の国内唯一の代理店である株式会社フォーサイトテクノ以外にはない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------|--|----------|---|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| スパッタ装置点検整備及び正常稼働への復旧作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.22 | アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,718,798 | 非公表 | - | 本装置は約2年間停止していたため、その再稼働に際し、多くの想定外の不具合箇所が見つかった。特に搬送系のPCの修理および修理後の搬送系ロボットの設定などが必要である。これらの修理を行わないと、装置を使用することができない。当該装置は、(株)アルバック製の装置であり、その修理作業を行うには、現有装置構造を熟知していることが必須であるが、これを可能とするのは、当該装置の設計から作製までを行った(株)アルバック以外にはない。(株)アルバック関係者以外が点検整備、復旧作業に当たっても、正常稼働の最終保証を得られない。(株)アルバックは、当該装置の部品販売を含め、修理・保守等をアルバックテクノ(株)に一任している。また、アルバックテクノ(株)の契約窓口はアルバック販売(株)が担当しており、当該装置の改造の契約先としては、アルバック販売(株)以外にはない。 | 6 | |
| UVレーザー加工装置用PC入れ替え作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.22 | タカノ(株) 長野県上伊那郡宮田村2053-7 (法人番号8100001021275) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,107,194 | 非公表 | - | 本作業は、現在当該研究で使用しているUVレーザー加工装置において、Windows2000で稼働している制御用PCがメーカーのサポート対象外となっているため、Windows7で稼働する制御用PC及びプログラムに更新する作業である。要求仕様が満たされない場合、例えば、当該装置の動作制御プログラムが正常動作しないことにより、UVレーザー加工が実施できないという不具合が生じる可能性並びに、予期せぬ誤動作により故障する可能性も懸念される。このような不具合を生じさせないためには、当該装置固有の構造や機構、制御プログラムに関する情報と技術を有しており、PCへのプログラムのインストール作業、動作確認作業を確実に行うことが可能である者が実施することが必要不可欠である。以上のことから、PCの更新作業及び作業完了後の動作確認試験において当該装置の保証が可能である事業者は、当該装置の製造元であるタカノ株式会社以外に存在しないことから、本件の契約相手先はタカノ株式会社以外にはない。 | 6 | |
| 高温イオン注入装置真空搬送ロボット部品交換及び調整作業 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.2.23 | アルバック販売(株) 東京都中央区八重洲2-3-1 (法人番号2010001084519) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,780,000 | 非公表 | - | 当該装置は(株)アルバック所有資産で、真空搬送ロボット(型式:SPR-301 製造番号:X1096Y3336401)の修理を行うものである。稼働部における劣化で負荷が増大し、「Z軸脱調エラー」が生じ動作できなくなってしまったため、部品交換及び調整を行う。当該装置の性能を維持し、製品保証を喪失しないためには、製造元である(株)アルバックが、純正部品である高温イオン注入装置の部品販売を含め、修理・保守等をアルバックテクノ(株)に一任しており、当該装置の部品交換及び調整作業の実施はアルバックテクノ(株)以外にはないと判断される。また、このアルバックテクノ(株)の契約窓口はアルバック販売(株)が担当しており、当該装置の部品交換及び調整作業の契約先としては、アルバック販売(株)以外にはないと判断する。 | 6 | |
| 可動式レーザー干渉計・距離計システム点検調整及び校正作業 | 契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.23 | TACC(株) 東京都中央区日本橋本町2-8-8 (法人番号2010001090500) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,250,640 | 非公表 | - | 本作業は、広範囲を高精度に測定する可動式レーザー干渉計・距離計システム(API社製レーザートラック Tracker 3TM API T3-40BBA)が本来持つ性能を維持・発揮させるための、定期的な点検調整及び校正を行うものである。本装置の点検調整及び校正作業を実施するには、装置の機構や性能を熟知しているとともに、正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、点検調整及び校正作業実施後の動作保証が必要である。これらの条件を満たし、本作業を実施できるのは、本装置の製造者である米国API社である。また、米国API社による本作業実施のためには、国内唯一の代理店であるTACC株式会社を経由する必要があり、契約先としては、TACC株式会社以外にはない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------|--|----------|--|--|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 風況観測ブイシステム | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.2.24 | 海洋エンジニアリング(株) 東京都台東区台東4-28-11 (法人番号1010501011824) | 特定の物品の購入に当たり、当該物品の数量が限定されており、当該物品をめぐる環境の変化により、急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないおそれがあることから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 12,960,000 | 非公表 | - | 本件は受注生産の為、固有の仕様に基づいて新たに製作するには予算、納期の制約の下、実施が不可能という実情であるが、幸い、今回の観測目的に適用プロトタイプ機を既に製作し、実環境で観測実証済みの機器を積算予算の半額以下で使用出来そうな相手先を見いだした。なお、性能実証済みで動揺補正機能を有する装置でなければ、人工衛星データ解析や数値気象モデルの検証に利用する信頼できるデータ取得は困難であり、直近でこうした装置を提供できる契約先は海洋エンジニアリング株式会社以外に考えられない。すなわち、契約機会、価格および性能の3つの理由より、契約先は風況観測ブイを現在所有し、必要な観測を即座に実施できる海洋エンジニアリング株式会社以外にないと判断する。 | 15 | |
| X線回折装置移設作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.2.28 | (株)リガク (技術サービス) 東京都昭島市松原町3-9-12 (法人番号5012801002680) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,770,496 | 非公表 | - | 本作業は、装置の移設先への運搬作業だけではなく、移設前の性能確認作業、搬出のための解体作業、移設先での装置組み立て作業、移設後の性能確認作業が必要である。本作業を行うにあたって不具合を生じさせること無く移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて性能確認、解体及び組み立て等の作業を行う事ができる者であることが必要不可欠となる。以上のことから、当該装置の移設を確実に実施可能な業者は、当該装置を製造した株式会社リガク以外にない | 6 | |
| 電子顕微鏡移設・点検整備作業 | 契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98) | H29.2.28 | 日本電子(株)名古屋支店 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 (法人番号9012801002438) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,710,146 | 非公表 | - | 本作業は、当所既存の電子顕微鏡(日本電子製JSM-5600型)の移設及び点検整備作業であり、移設作業時の分解・移動・組立作業及び点検整備作業時の修理・部品交換等の調整具合が直接測定精度に影響してくるため、精度の維持には既存の電子顕微鏡の構造や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は、日本電子株式会社により製造されたものであり、作業終了後の動作保証を得る必要がある。また、アフターサービスも日本電子株式会社が行っている。以上の理由により、本作業を行えるのは、装置メーカーである日本電子株式会社のみである。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------------|--|----------|---|--|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 端末交通システムにおける社会受容性評価のための映像コンテンツの製作業務 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.2.28 | 豊田通商(株) 愛知県名古屋市中村区名駅4-9-8 (法人番号6180001031731) | 研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 11,113,200 | 非公表 | - | 豊田通商株式会社は、昨年度の経済産業省のグリーン自動車調査事業における、自動走行技術を活用した各アプリケーションの事業モデル立案、ロードマップ策定、実現に向けた課題抽出などの実績をもっている。、昨年度は経済産業省と国土交通省のビジネス検討会における事務局を務め、ラストマイルモビリティ(端末交通システム)に関する国内外の調査を行い、利活用に対する具体的な事業化を含めた検討などを実施した報告書などの作成を行ってきており、端末交通システムに対するコンセプトや利活用のイメージの具体的な情報をすでに知見として持っている。また、豊田通商株式会社は、今年度、実証評価における課題抽出と実施候補地の選定補助や、社会受容性の構築と実証評価における評価検証を行う作業を産総研から受注していることから、今回の研究開発における車両や交通システムのコンセプト、利活用のイメージなどの情報をすでに、本事業に参画している再委託先との情報共有を行ってきており、効率的なコンテンツ製作業務が進められると判断される。本製作業務は、委託元である経済産業省より、豊田通商株式会社によるこれまでの自動走行技術を活用した各アプリケーションの事業モデル立案、ロードマップ策定、実現に向けた課題抽出などの実績、標準化活動などの幹事会社としての実績、再委託先との関係を活用し情報を共有することが当該委託研究の実施において重要であると判断され、実施体制において映像コンテンツの製作業務の供給者として指定された。以上により、本製作業務は豊田通商株式会社以外に契約できる業者はないと判断する。 | 18 | |
| 運転行動計測用車両への後方レーダの追加 | 契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.1 | (株)アイティエス21企画 神奈川県横須賀市金谷1-1-9 (法人番号9021001041931) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,780,000 | 非公表 | - | 当センターでは、実路での運転行動データを計測する実験車両を有している。現在の実験車両には、先行車との車間距離と相対速度を計測するためのセンサーが設置されている。これまでの研究から、後続車の有無および後続車との距離によってドライバーの運転行動が変化することが明らかとなっており、ドライバーの運転行動に適合した支援システムの開発のためには、後続車との距離・相対速度を計測することが必要不可欠となる。実験車両:トヨタ プリウス、後方検知のためのレーダを追加するにあたり、既存の実験車両に有しているデータ記録ソフトウェアに後方レーダ情報を取り入れ、他の運転行動データと同時に記録できることは必須の要件となる。実験車両のデータ記録ソフトウェアは、株式会社アイティエス21企画の製品をベースに、産総研固有の要件を加えた改良をして作成されている。本ソフトウェアは、株式会社アイティエス社が熟知しており、同社以外では本仕様を満たす後方レーダの追加はできない。よって、本仕様を満たす後方レーダの追加ができる契約相手先は株式会社アイティエス21企画以外にはない。 | 4 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------------|--|---------|--|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 燃焼式除害装置整備点検及び正常稼働復旧作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.1 | (株)荏原フィールドテック 神奈川県藤沢市本藤沢4-2-1 (法人番号2010801001755) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,749,163 | 非公表 | - | 本件は、上記事業で導入を予定しているCVD(化学気相成長; Chemical Vapor Deposition)装置及びTSV(シリコン貫通電極; Through-Silicon Via)エッチングチャンバの付帯設備として用いる、半導体プロセス処理後に排気される毒性ガスを無害化するための既存の燃焼式除害装置の立上げ作業である。具体的には、経年劣化により性能が維持できなくなったために現在使用を停止し、今後廃棄を予定している(株)日立国際電気製のHigh-K成膜装置及び枚葉METAL-CVD装置にそれぞれ接続されていた(株)荏原製作所製の燃焼式除害装置(型式GDC500SA及びGDC250SAの2台。いずれも本体装置からの切り離しは完了済み。以下これらの燃焼式除害装置をについて、それらが長期間使用を停止していたため、現在の状態では正常に稼働しないことから、その整備点検及び正常稼働復旧作業を行うものである。上記CVD装置及びTSVエッチングチャンバでは、可燃性、毒性、腐食性ガスを使用するため、その排ガス中には様々な有害成分が含まれる。そのため、既存装置には、排ガスを装置内部の燃焼塔の中に導き、都市ガスの燃焼炎に通過させて熱分解して安全な物質に変えた上で排気するという動作を正常に維持することが求められる。そのため、本作業には、既存装置に精通し、装置の正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であり、また、安全や性能保証の観点からも、それらの条件を満たさない者が作業を行うことは、今後の装置使用に著しい支障が生じるおそれがある。よって、契約相手先は、既存装置の製造元である(株)荏原製作所グループにおいて、同社製半導体産業用装置・機器、真空機器の保守・修理等作業を担い、装置の正常稼働、性能について保証が得られる(株)荏原フィールドテックにおいて他にない。 | 6 | |
| 応力測定装置(FSM 128L C2C) スキャナー部不具合調査 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.3.1 | ミワオプト(株) 東京都大田区南馬込5-30-5 (法人番号9010801011698) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,222,560 | 非公表 | - | 本案件の応力測定装置は、レーザーをウェハ表面に照射し、ウェハ表面からの反射をディテクターで受光し解析を行う構造であるが、レーザーを動作させるスキャナー部に不具合があり異音が発生しているため、今回の不具合調査はスキャナー部の精密な調査を行うものである。本案件を実施するには当該装置の固有な知識を熟知している事が必要不可欠である。当該装置の製作者以外では装置固有の情報がないため故障原因の特定が困難である。以上の理由により、本件の契約先は当該装置の製作者である米国フロンティアセミコンダクター社の日本法人であるフロンティアセミコンダクタージャパン社と契約することが望ましい。しかしながら、フロンティアセミコンダクタージャパン社はすでに閉鎖しており、現在、日本国内ではミワオプト株式会社が、米国フロンティアセミコンダクター社の唯一の販売代理店として同社製品の保守サービスを提供している。したがって、本案件の契約先はミワオプト株式会社以外にない。なお、ミワオプト株式会社は米国フロンティアセミコンダクター社日本法人の閉鎖に伴う「暫定的な」代理店であり、今後、正式な修理等を依頼する場合は、都度、代理店であることの確認を要する。 | 6 | |
| Wドットアレイピッチ校正 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.2 | (一財)日本品質保証機構計量計測センター 東京都八王子市南大沢4-4-4 (法人番号9010005016585) | 研究所が行う実験の結果について国際的な審査、認証を行う場合その他研究開発を行う場合に用いることが不可欠な代替性のない特殊な機器又は材料であって、供給者が一に限定されることから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,097,280 | 非公表 | - | 現在開発中の標準物質の値付けのため、(国際単位系)SIにトレーサブルなピッチ校正が必要不可欠である。標準物質の値付けには所定の基準を満たした計測技術・品質管理体制が必要である(ISO/IEC 17025の要求事項)。これを満たした校正機関であって、DUVIによるピッチ校正サービスを提供しているのは国内では一般財団法人日本品質保証機構のみであることから、契約相手先は一般財団法人日本品質保証機構以外にない。 | 2 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------------|--|---------|--|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| HRP-5P用補用モータ | 契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 國府田 真奈美 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.2 | カワダロボティクス(株) 東京都中央区日本橋本町4-13-5 (法人番号1010001152581) | 研究所が行う研究及び実験で使用 する機器又は既存ソフトウェア の互換性の確保のために不可欠 な代替性のない特定の研究機器 又はソフトウェアであって、その供 給者が一に限定されることから会 計規程第30条第4項に該当する ため。 | 非公表 | 3,470,040 | 非公表 | - | HRP-5Pは、関節軸仕様表が確定し、採用モータおよび負加重箇所 についての情報が判明したことから、補用モータを入手可能な状況と なった。しかしながら、HRP-5Pに関する設計や製造に関する技術情 報はカワダロボティクス(株)のみが保有し、外部には一切公開されて おらず、HRP-5Pに組み込んであるモータについても、取り付ける際に 必須となる各ワット数に応じた追加加工(シャフト加工ならびにハーネ ス処理)の技術情報は、HRP-5Pの設計・製造を行っている同社のみ が保有している。補用モータをHRP-5Pに取り付け可能な状態にする ためには、HRP-5Pの設計・製造に関する技術情報に加え、モータの 追加加工に関する技術情報が必須であり、これらの情報を用いて加 工を施さなければ、モータをHRP-5Pに使用することはできない。従っ て、これらの条件を満たす契約相手先は、HRP-5Pの設計・製造メーカ であるカワダロボティクス株式会社以外に存在しない。 | 4 | |
| 郡山カルチャーパーク及び郡山市東部体育館の地下水観測井における揚水試験作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研 究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.2 | 新協地水(株) 福島県郡山市土瓜1-13-6 (法人番号6380001005450) | 既に調達した設備又は機器の保 守点検、修理、移設又は改造を行 う場合において、当該設備又は機 器開発、製作又は供給した者以 外の者から調達をしたならば当該 設備又は機器の使用に著しい支 障が生ずるおそれがあることから 会計規程第30条第4項に該当す るため。 | 非公表 | 1,501,200 | 非公表 | - | 本役務作業では、発電機・ポンプ・三角ノッチ等の機材を用いる。作業 を行うに当たっては、井戸の仕様に適した上記の機材を選択し、適切 に試験が行われる必要がある。万が一、試験作業中に観測井を破損 すると観測井が使用できなくなり、地下水データを取得することができ なくなる。したがって、揚水試験作業の請負者は当該観測井の仕様を 適切に把握していなくてはならず、施工を担当した新協地水株式会社 を本役務の請負者として選定した。 | 6 | |
| 図書情報管理システム改修 (Web化対応) | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.2 | (株)ウイズシステム 大阪府大阪市北区中津1-5-4 (法人番号6120001060950) | 研究所の情報システムのプログラ ムの改良又は保守を行う場合に おいて、当該プログラムの著作権 その他の排他的権利に係るプロ グラム若しくは特定役務の契約で あって、当該調達の相手方が特 定されることから会計規程第30 条第4項に該当するため。 | 非公表 | 23,220,000 | 非公表 | - | クライアントパソコンのOSに依存せずに、情報セキュリティの面からも より安全性の高いシステム基盤環境において運用可能なWebアプリ ケーションに改修するには、パッケージソフト「図書館」の排他的な著 作権に基づく改変権を有している必要がある。株式会社ウイズシステ ムは、本システムの中核を構成するパッケージソフト「図書館」の改変 権を保有する唯一の開発業者であることから、本システムの詳細を把握 し、運用についても熟知している。また、産総研の業務要件にあわせ て本システムのカスタマイズを行ってきた実績もある。以上の理由 により、上記の要求を満たせるものは、本システムの開発業者である 株式会社ウイズシステム以外にない。 | 7 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--|--|---------|--|--|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 拡散反射セルユニット装備 フーリエ変換赤外分光装置 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.3 | (株)東栄科学産業 福島県郡山市富久山町福原字陣場194-7 (法人番号3370001002030) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 8,424,000 | 非公表 | - | 上記研究において必要となる装置は、MCT検出器を搭載し拡散反射システムを必要に応じて搭載可能なFT-IRで、最低限のスペックは(1)固体触媒が特定のガス流通下で加熱処理が行えること、(2)固体触媒反応において反応雰囲気下での測定が可能であること、(3)(1)と(2)を大気暴露することなく連続的に行える装置構成であること、(4)固体触媒・液相触媒ともに24時間の連続分析により変化の過程が測定できること、(5)50スキャン/秒以上のラピッドスキャン測定が可能であることとなる。これらの測定が可能になることで、構造の時間的・熱的安定性の確認と反応のその場観察が可能となり、触媒の詳細な構造解析と反応機構解析が可能となる。(1)-(3)を満たすものとして、エステージャパン製のFT-IR用拡散反射システムが挙げられ、Thermo Fischer、島津製作所、Perkin Elmer等主要FT-IRメーカーのカタログに掲載されている拡散反射システムはエステージャパン製である。(4)を満たすためには、MCT液体窒素デューアが労働時間外(夜間自動運転等)にあたる16時間以上液体窒素を加えなくても液体窒素温度を保持することである。(1)-(3)に対応するエステージャパン製拡散反射システムを搭載可能かつ(4)-(5)が満たされるFT-IRは、Thermo Fischer製のFT-IRのみである。加えて、これまで請求者の研究チームでは、Thermo Fischer製のFT-IRならびにエステージャパン製のFT-IR用拡散反射システムにより水素キャリアに関わる触媒の分析を行ってきた経緯がある。当チームが所有するFT-IRは、他のPJにおける専属運転となる。すでに取得済みのデータとの連続性を担保するためにもエステージャパン製拡散反射システムを搭載可能なThermo Fischer製のFT-IRが必要である。よって、上記の要求を満たすFT-IRおよび拡散反射システム納品が可能となる業者への発注が必要となり、該当するFT-IR製作者はThermo Fischer社、拡散反射システム製作者はエステージャパン(株)しかない。そして、2つの装置を合わせて契約できるのは、2社の販売代理店である東栄科学(株)以外にない。 | 3 | |
| HCD-SiN成膜装置 (TELFORMULA-1-HVGN) 予備用交換部品 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進室 部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.3.3 | 東京エレクトロン(株) 東京都府中市住吉町2-30-7 (法人番号4010401020757) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 8,821,764 | 非公表 | - | 本案件のHCD-SiN成膜装置においては、継続的な研究活動を目的として安定したプロセス条件の維持と突発的に発生するトラブル防止のため、予備用交換部品を確保しておくことが非常に重要である。これにより、当該装置のダウンタイムを短縮し、研究活動への影響を最小限にとどめることが可能となる。本調達を実施するためには、契約先が当該装置固有の機構に関する情報を有していること、交換部品が東京エレクトロン株式会社製HCD-SiN成膜装置と完全な互換性を持つこと、さらに部品交換後に当該装置が正しく機能する事が必須である。なお、今回購入を予定している交換部品は当所に長期保蔵しておいても品質上の劣化の心配はない。よって、本件の契約先は該当するHCD-SiN成膜装置の製造販売メンテナンスサービスを行っている東京エレクトロン株式会社以外に無いと判断する。 | 4 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------|--|---------|---|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 3次元モデルデータフォーマット変換ソフトウェア | 契約担当職 臨海副都心センター研究業務推進部長 田崎 英弘 (東京都江東区青海2-3-26) | H29.3.3 | (株)きもと 茨城県つくば市春日3-1-8 (法人番号9011101005242) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,974,400 | 非公表 | - | 産総研では、3Dデータをシームレスかつ高速に表示できるソフトウェアとして、オーストラリアEuclidean社製のGeoverseMDMを使用している。GeoverseMDMは、3DデータファイルをUDS/UDGという点群フォーマット形式で読み込むことにより、表示スケールに依存しない高速な可視化を実現している3DViewerソフトウェアである。GeoverseConvertは、様々なプラットフォームで取得された屋外および屋内の3DデータをGeoverseMDMが採用しているUDS/UDGフォーマットに変換するソフトウェアで、多様なフォーマットを持つ3DデータをUDS/UDGフォーマットに変換し、GeoverseMDMで容量を圧縮しつつ高速に表示させることにより、多様なフォーマットを持つ3Dデータの整合性や精度の評価を行うものである。UDS/UDGフォーマット形式は、GeoverseMDMの開発元であるオーストラリアEuclidean社の独自技術のフォーマット形式で、多様なフォーマットの3DデータをGeoverseMDMと互換性を有するUDS/UDGフォーマット形式に変換することができるソフトウェアは同社のGeoverseConvertで、国内では、開発元で、著作権を有しているオーストラリアEuclidean社の唯一の日本代理店である(株)きもとが直接販売しているため、契約相手先は同社以外にない。 | 4 | |
| 排ガス分析システム標準点検作業 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.3.3 | (株)堀場製作所 東京セールスオフィス 東京都千代田区神田淡路町2-6 (法人番号1130001011676) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,008,800 | 非公表 | - | 当該排ガス分析システム(株式会社堀場製作所製MEXA-7100DEGR、製造番号:4263284001)は、テストエンジンの排ガス濃度を計測する設備である。長年の使用により、当該装置の点検が必要な時期となり、また当該設備を使用している共同研究「トラック用DMEエンジンの開発に関する研究」において次年度も継続使用するため、点検整備作業及び性能が低下している無停電電源の交換を実施する。(前回点検実施時期:2008年1月30日、実施者:株式会社堀場製作所)当該設備は株式会社堀場製作所製の分析装置である。当該装置の仕様や作動原理を熟知し、部品交換後の動作保証も可能な契約相手先は、製造業者である株式会社堀場製作所以外に無い。 | 6 | |
| ミニマル筐体設計試作検証作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.6 | (株)デザインネットワーク 東京都千代田区神田小川町3-8-5 (法人番号6010001125112) | 特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の購入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,490,400 | 非公表 | - | これまでミニマル装置の制御装置については、各装置メーカーがPLC(Programmable Logic Controller)やワンボードマイコン等の市販のコントローラから選択・使用していた。このような構成に対して省スペース、省電力、省配線、プロセスレシビ機密保持などを実現するために、全てのミニマル装置に共通して使用するミニマルコントローラを開発した。このミニマルコントローラを今後製作するミニマル装置に搭載するためには、ミニマル筐体の設計をミニマルコントローラに適合するように変更し、さらに試作により設計変更の妥当性を検証確認する本役務が必要である。本役務で設計試作するミニマル筐体では、そこに格納するウェア搬送ユニットとプロセス室を正確に位置決めしなければならない。さもなければウェアハの確実な搬送が不可能となり、ミニマル装置の動作機能を実現できなくなってしまう。そのために、本役務には下記出願に記した技術を適用することが不可欠であるが、当該出願に記した技術の実施契約を産総研と締結している企業は㈱デザインネットワークのみである。特願2012-264845特開2014-110358製造ラインを構成するためのユニットとその組み立て方法出願人 産総研(権利持分50%)、㈱デザインネットワーク(権利持分50%)以上の理由により、ミニマル筐体フレーム設計試作の唯一の契約相手先として㈱デザインネットワーク以外にない。 | 8 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------|--|---------|---|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 太陽光発電用パワーコンディショナのEMC試験作業業務 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.6 | (一財)電気安全環境研究所 電力技術試験所 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-28 (法人番号9011005003367) | 研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,263,017 | 非公表 | - | 本作業は、太陽光発電用などの大規模分散電源用大型パワーコンディショナの世界的な普及に対応する試験・認証基盤の構築に向けた研究開発のため、大型PCSの実機に対してEMC試験を実施し、福島再生可能エネルギー研究所第6棟(スマートシステム研究棟)における試験設備の機能要件を確認するものである。本作業業務で行う試験は、共同研究相手であり資金提供元の東芝三菱電機産業システム株式会社より、一般財団法人電気安全環境研究所による試験手順を適用するEMC試験が指定されており、指定試験方法による実施が唯一可能な一般財団法人電気安全環境研究所を予め供給業者として指定されている以上により、本作業は一般財団法人電気安全環境研究所以外に契約できる業者はないと判断する。 | 18 | |
| ARB XY羽根部組品 他 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.3.8 | (株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 (法人番号4010701007371) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 12,344,400 | 非公表 | - | 本案件の対象資産である株式会社ニコン社製ArF液浸露光装置(NSR S610C)は、半導体製造研究における半導体ウエハ微細トランジスタ製造工程において微細回路を形成する露光装置である。本装置はArF(193nm)光の光源を保有し、ウエハと投影レンズとの間に純水を浸すことでレンズ開口数(レンズNA)=1.3を有する露光装置である。本装置には、露光領域を限定するために露光光を遮蔽する"レティクルブラインド"と呼ばれる機構がある。露光する原版(レティクル)に露光光を遮光するための上下左右に4枚のブレイドと呼ぶ羽根が設けられている。この羽根は露光に不要な領域を遮蔽することで、適正な露光領域を確保することが可能となる。今回、このレティクルブラインドが動作不良を起こしており、交換部品を購入するものである。なお納品後、交換作業は保守契約を締結しているメーカーが実施するものである。本装置の性能を維持するためには、交換する部品がすべて、ArF液浸露光装置(NSR S610C)本体と完全な互換性を持つ純正品であることが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須となる。本装置の製造者以外の調達部品を取付けた場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがあるとともに、部品交換後の装置の動作保証が得られない。(株)ニコンはArF液浸露光装置の部品販売を(株)ニコンテックに一任しており、交換部品の調達先は(株)ニコンテック以外にはないと判断する。 | 4 | |
| 磁力計の機能修復作業 | 契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関 芳明 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98) | H29.3.8 | 理研電子(株) 東京都目黒区祐天寺1-30-10 (法人番号2013201012579) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,419,200 | 非公表 | - | 資源リスクの少ない高性能磁石材料や、エネルギー損失の少ないソフト磁性材料の開発において、既設の磁力計(理研電子製 VB-55型)を用いて測定していたが、経年劣化により、データ処理装置ならびに温度コントローラが動作不能になったために機能修復作業を行う。当該装置は、超精密小型モーターと理研電子特有のメカニカルカム機構を採用することにより、より大きな振幅を実現し(ロータリー加振方式)、精度の高い測定値を得ることを可能としている。このような特殊な機構を有する装置であり、本装置の調整具合が直接測定精度に影響するため精度の維持には既存の装置の構造や機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また、装置の機能保証も得る必要がある。よって、本作業を行えるのは、本装置の製造メーカーである理研電子株式会社のみである。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------------|--|----------|---|---|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 磁場中アニール装置移設 上げ作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業 務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.9 | (株)フューテックファーマス 神奈川県横浜市金沢区福浦2- 7-33 (法人番号8020001048070) | 既に調達した設備又は機器の保 守点検、修理、移設又は改造を行 う場合において、当該設備又は機 器開発、製作又は供給した者以 外の者から調達をしたならば当該 設備又は機器の使用に著しい支 障が生ずるおそれがあることから 会計規程第30条第4項に該当す るため。 | 非公表 | 7,373,160 | 非公表 | - | 磁場中アニール装置(メーカー:フューテックファーマス社製、型番: MVAO-3T-12-V装置番号:AP04-101)の移設立ち上げでは、装置搬 送前の分解作業と設置場所での組み立て・調整作業が必要である。 また、当該装置は2015年3月より停止状態にあるため、再稼働に際し て、超電導磁石およびその他の必要箇所に、適切なメンテナンスを施 す必要がある。これらの作業を実施するためには、当該装置の構造 に関する詳細情報や、装置の診断・補修に関する専門的スキルが必要 となる。当該装置の設計製作と保守は株式会社フューテックファーマ スによって行われていた。よって、本作業を実施できるのは当該装置 の製造元である株式会社フューテックファーマス以外にない。 | 6 | |
| 会津大学及び新鶴公民館の 地下水観測井における揚水 試験作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研 究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.9 | 三井金属資源開発(株) 東京都品川区大崎1-11-1 (法人番号5010701009474) | 既に調達した設備又は機器の保 守点検、修理、移設又は改造を行 う場合において、当該設備又は機 器開発、製作又は供給した者以 外の者から調達をしたならば当該 設備又は機器の使用に著しい支 障が生ずるおそれがあることから 会計規程第30条第4項に該当す るため。 | 非公表 | 2,386,800 | 非公表 | - | 本役務作業では、発電機・ポンプ・三角ノッチ等の機材を用いる。作業 を行うに当たっては、井戸の仕様に適した上記の機材を選択し、適切 に試験が行われる必要がある。万が一、試験作業中に観測井を破損 すると観測井が使用できなくなり、地下水データを取得することができ なくなる。契約先の三井金属資源開発株式会社は、本役務で使用す る地下水観測井を施工しており、当該観測井の仕様を把握しているこ とから、観測井を破損することなく確実に揚水試験作業を行うことが できるのは同社以外にない。 | 6 | |
| 定置型ドライビングシミュレ ータ移設・改修作業 | 契約担当職 つくば中央第六事業所研究業 務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.10 | 三菱プレジジョン(株) 東京都江東区有明3-5-7 (法人番号8010601032482) | 既に調達した設備又は機器の保 守点検、修理、移設又は改造を行 う場合において、当該設備又は機 器開発、製作又は供給した者以 外の者から調達をしたならば当該 設備又は機器の使用に著しい支 障が生ずるおそれがあることから 会計規程第30条第4項に該当す るため。 | 非公表 | 10,800,000 | 非公表 | - | 本研究では、筑波大学附属病院にて患者がDSを運転し、患者の運 転特性および生体応答を調べることを目的としている。通常我々が行 うDS実験では数分～10分程度の運転シナリオを、インターバルを挟 んで繰り返して実施するが、今回の研究では運転時間を長くて運転 中の「てんかん発作」データを取得する必要がある。そのために、違和 感を覚えることなく30分以上連続して運転できるように道路デー タベースを改修する必要がある。また、脳卒中麻痺患者の運転特性は カーブ走行時等で捉えられることを想定しているため、我々の既存DS の道路データベースにはない山岳路等の道路データベースを追加す る必要がある。加えて、運転操作データと生体信号データとの関係性 を評価するためには、生体計測信号と同期をとるためにDS信号を出力 する改修が必要不可欠である。既存定置型DSシステムへの道路 データベースの追加にあたっては、定置型DSのホスト計算機と、導入 する道路データベースとの通信を可能とする必要がある。通信仕様 は、既存定置型DSを製造・開発した三菱プレジジョン(株)の独自仕 様となっている。そのため、詳細仕様を熟知している当該企業でな ければ、新たな道路データベースを追加することは不可能である。生 体計測信号との同期をとるためにDSの信号を出力するにあたっては、 定置型DSの既存のIOカードから同期信号を出力できるようにホスト 計算機のプログラムを改修することが必要である。ホスト計算機のプ ログラムは、既存定置型DSを製造・開発した当該企業の独自仕様と なっている。そのため、当該企業であれば詳細仕様を熟知しており、 DS信号を出力する改修が可能である。これらの理由から、本仕様を満 たす定置型DS移設・改修作業の契約相手先は、三菱プレジジョン (株)以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| i線露光装置 LSAレーザ交換作業 | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.10 | (株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 (法人番号4010701007371) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,775,600 | 非公表 | - | 本件は、アライメント機構に使用しているレーザ(レーザ電源含)が経年劣化により停止してしまうことが頻発するようになったため、現段階でレーザ(レーザ電源含)を交換し、高精度な位置合わせでアライメント露光を行う多くの利用者に支障を来すことが無いよう、当該装置の性能を維持することを目的として行うものである。本件実施後においては、当該装置全体において製造元の保証やサポートが受けられることは必要な条件であり、当該装置が外部に公開され、多くの利用者を抱えるNPFの共用装置である以上、安定した装置稼働は必須の条件である。本件を実施するためには、当該装置の構造や機能を十分に熟知しているとともに、当該装置の性能を維持するために必要となる技術・ノウハウを持ち合わせていることが求められ、かつ当該装置全体に対する保証やサポートが実施できるのは、当該装置の製造元である株式会社ニコンテック以外に存在しない。 | 6 | |
| 微弱発光分光分析計修理及び改造作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.10 | (株)上島製作所 東京都国立市谷保6-5-22 (法人番号7012401003904) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,700,000 | 非公表 | - | 高感度にCLを検出するためのカメラユニットが経年劣化により故障し、微弱発光分光分析計としての機能に支障をきたしていることから研究の遂行が困難になっており、これを早急に修理する必要がある。また、今後カメラユニットの寿命を延ばすためには、冷却ファンの改良により使用可能温度を高めることも必要となる。本作業は当該装置の構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び交換部品をもとに実施されなくてはならず、更に、修理・改造後、校正作業や確認試験等による装置の保証も必要となることから、本作業を確実に実施可能な業者は、当該装置の製造元である株式会社上島製作所(旧:日本アプライドテクノロジ社)以外にない。 | 6 | |
| 高分解能電子線描画装置のメンテ作業 | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.14 | (株)クレストック 東京都八王子市大和田町1-9-2 (法人番号9010101009550) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,959,660 | 非公表 | - | 本件は、産総研ナノプロセッシング施設に設置され、極微細加工プロセスにおいて、試料の微細加工に用いられている既設の高分解能電子線描画装置の電子銃チップ交換(製造者である株式会社クレストックには従来から本交換作業を継続的に依頼している)を主目的とする作業である。電子銃チップは寿命(6000時間または1年)で劣化する為、定期的なメンテナンスにおいて交換を必要とする部品である。電子銃チップは電子銃[TFEエミッタ(型式:TFEM-01)]を組み込んだガンアッセンブリで構成されているが、このガンアッセンブリは株式会社クレストックが自社製品である高分解能電子線描画装置用に開発したものであり、既設の高分解能電子線描画装置の本来の性能を損なうことなく交換を可能とするガンアッセンブリである。また、高分解能電子線描画装置においては試料ステージの駆動機構を始め、装置全体に対して製造業者独自の技術が用いられており、本装置およびガンアッセンブリ両方の製造業者でなければ本件を実施することはできず、製造業者以外の者が本件を実施した場合には本装置全体の性能維持に関して著しい支障を来す恐れがあり、ガンアッセンブリ交換後の動作保証が得られない。従って、本件契約相手先としては、交換作業後の正常稼働を保証することができる、高分解能電子線描画装置およびガンアッセンブリ両方の製造業者である株式会社クレストック以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------------|--|----------|--|---|------|-------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| スパッタ装置部品交換及び洗浄作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.14 | 芝浦エレクトック(株) 神奈川県横浜市栄区笠間2-5-1 (法人番号3020001033242) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,432,080 | 非公表 | - | 本作業は、当所が所有する成膜装置(芝浦メカトロニクス社製、型式:CFS-4ES#2/ CFS-4ES-231/CFS-4EP-LL)の劣化した部品交換及び装置構成部品の洗浄を行う作業である。本作業での部品交換、交換後の立ち上げ作業及び調整が適切に行われず不具合が生じた場合、光センシング研究に支障をきたす可能性がある。このような不具合を生じさせないためには、当該装置の構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。以上のことから、本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、本作業に関する技術及びノウハウを持ち合わせており、作業完了後の動作確認において保証が可能である事業者は、当該装置の製造元である芝浦メカトロニクス株式会社におけるメンテナンスサービス等担当会社である芝浦エレクトック株式会社以外にはない。 | 6 | |
| 高NA小領域EUV露光装置(HSFET)光源集光ミラー交換作業 一式 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.3.17 | ウシオ電機(株)カスタマーサービスセンター 神奈川県横浜市青葉区元石川町6409 (法人番号1010001008651) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 129,483,360 | 非公表 | - | 本修理作業を行うHSFET光源装置は、次世代の露光光源として開発を行ったものであり、市販品で該当する製品は存在しない。本装置はウシオ電機株式会社による開発品であり、交換を行う集光ミラーも、本装置専用に設計・製造されたものである。集光ミラーの設計においては、光学的鏡面設計に加え、発熱の激しいプラズマ光源の近傍で使用するという特殊性があり、高度な熱設計も必要とされる。特に、製造においても、冷却媒体の配管を組み込んだ複数の精密な金属鏡面を製造・組立てするノウハウと、光学性能を評価しながら調整を行う専用の検査装置が必要となる。これらの設計データはウシオ電機株式会社が有しており、他社には公開していないため、他社が同等のものを設計・製造することは不可能である。本交換部品の製作と交換作業をウシオ電機株式会社以外に発注した場合、集光ミラーの光学性能および冷却性能を保証することができないため、装置全体としての性能を確保することができなくなり、EUV露光実験を継続することができない。なお、他社製集光ミラー、あるいはウシオ電機社製の他の型式の集光ミラーを使用した場合、当該装置用光源として必要な性能が担保出来ない旨、ウシオ電機株式会社に確認している。よって、本件の契約先は該当する高NA小領域EUV露光装置(HSFET)の製造を行っているウシオ電機株式会社以外に無いと判断する。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 統合粉末X線解析ソフトPDXL用付属ソフトウェア他 | 契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 池田 勉 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.21 | (株)リガク 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-14-4 (法人番号5012801002680) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,196,800 | 非公表 | - | 現在、地質試料中に含まれる鉱物を既設のリガク製粉末X線回折装置(RINT2500V)で分析し、得られた回折データについて、既設の制御系ソフトウェア(PDXL基本パッケージ)を用いることによって平滑化、BG除去、K α 2除去ピークサーチ、多重ピーク分離、多重記録等のデータ処理までを行なっている。しかし、回折データに関する鉱物データベースは搭載しておらず、研究者は膨大なデータが掲載された検索書籍による鉱物同定を手作業で続けており、また、稀頻度の鉱物が含まれる場合は認定が困難な場合もあり、鉱物同定の精度、および時間を要している。また、処理した回折データの高度化および各種精密解析までは行なうことはできない。今回の導入品、①PDXL定性ソフト、②PDXL応用解析ソフトは、既設のリガク製粉末X線回折装置(RINT2500V)用制御系ソフトウェア(PDXL基本パッケージ)に追加的にロードさせて使用することにより、ピークベース定性とプロファイルベース定性を融合させたハイブリッドサーチマッチによる定性能力の向上と結晶子サイズ・格子歪・格子定数の精密化、結晶化度・応力の向上が図れるものである。また、これまでの手作業で行っていた検索書籍に代わる③粉末X線回折データベース(ICDD PDF-2最新版)をあらたに保有することで、鉱物同定を容易に行うことが可能となり回折データの高度化および精密解析が可能となる。上記のとおり、本ソフトウェアは、現在可動中のリガク製の粉末X線回折装置及び、制御系ソフトウェア(PDXL基本パッケージ)に追加的にロードさせ、それぞれを同時に運用するものである。 装置及び制御系ソフトウェアは株式会社リガクが製造しており、既設装置との完全な互換性を保持し、導入後の機能・性能の保証が得られるのは、当該ソフトウェアの提供者は版權者の株式会社リガクに限られる。 | 4 | |
| つくば中央第五事業所5-1B棟から5-8棟への二本ロール装置の移設作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.21 | 関西ロール(株) 大阪府大阪市大正区三軒家東3-11-54 (法人番号7120001027313) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,160,000 | 非公表 | - | 本作業は、2017年度から開始する共同研究のために必要な既存の二本ロール装置をつくば中央第五事業所5-1B棟から5-8棟に移設を行う作業である。対象となる装置の移設先への運搬作業だけではなく、移設前の性能確認作業、搬出のための解体作業、移設先での装置組み立て作業及び移設後の性能確認作業が必要となる。本移設作業は、当該装置の構造・機能ならびに制御プログラムに熟知した者が必要不可欠となる。以上のことから、当該装置を製造した関西ロール株式会社は、他社に当該業務を再委託していないため、本作業を行える者は、当該装置を製造した関西ロール株式会社以外に存在しない。 | 6 | |
| 全反射蛍光X線分析装置(TREX612T)移設作業 | 契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本 卓 (茨城県つくば市並木1-2-1) | H29.3.22 | 関西ファベルサービス(株) 京都府京田辺市大住ヶ丘1-11-11 (法人番号6130001042527) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 2,641,680 | 非公表 | - | ウェーハの表面汚染管理はMEMSの製造工程においてもその重要性が増大しており、つくば西事業所に設置の全反射蛍光X線分析装置(TREX612)株式会社半導体先端テクノロジーズ(Selet)をつくば東事業所MEMS施設に移設することにより、MEMS施設においてもウェーハの汚染管理を行う体制を整える。当該装置は、ウェーハ表面の微小汚染元素を高感度に検出するため、移設作業においても適切な作動確認、解体、梱包、搬送、搬入および設置、稼動確認調整を行う必要がある。このような作業を実施するには、本装置を熟知し、確立した手順での作業ができる業者でなければならない。本装置の製造者である株式会社テクノスは2009年に倒産しており、当該装置の定期メンテナンスは2009年10月以来関西ファベルサービス株式会社が実施している。以上のことから、装置の移設作業においても、安定した性能と動作保証の継続、および安全な作業が保証できる業者は、関西ファベルサービス株式会社以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------|--|----------|--|--|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| ドライビングシミュレータと歩行者シミュレータの接続作業 | 契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 三田 芳弘 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.22 | 三菱プレジジョン(株) 東京都江東区有明3-5-7 (法人番号8010601032482) | 研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,618,000 | 非公表 | - | 自動運転や運転支援システムに関する実験は、制度上、安全上の理由からドライバシミュレータが使用される。車両と歩行者との相互作用(譲る/譲らないの双方の行動)を検討するに当たり、歩行者の動きや車両の動きに応じて相手がどうしようとしているのかを判断しており、画一的な計算アルゴリズムではなく、人間同士のやり取りを実験的に精査することが必要不可欠となる。自動車ヒューマンファクター研究センターではドライビングシミュレータを保有しており、人間情報研究部門では歩行者シミュレータを保有している。そのため、車両と歩行者との高度な相互作用を実験するため、両シミュレータを接続することが必須となる。自動車ヒューマンファクター研究センター保有のドライビングシミュレータは、三菱プレジジョン株式会社製品をベースに産総研固有の要件「道路交通シナリオ(道路環境交通状況)」を加え改良を施したものである。一方、歩行者シミュレータは、人間情報研究部門が独自で開発したものである。両シミュレータを接続するためには、歩行者シミュレータと通信可能となるように、ドライビングシミュレータの外部移動物体通信ソフトを改修することが必要不可欠となる(歩行者シミュレータ側の通信仕様にも改修を施す)。本通信ソフトは、当該企業の独自仕様となっており、著作権、改変権等の知的財産権は当該企業が専有している。他社ではプログラムの改修を行うことが不可能であるため、本仕様を満たすドライビングシミュレータと歩行者シミュレータの接続作業ができる契約相手先は、三菱プレジジョン株式会社以外にはない。 | 7 | |
| ミニマルファブ装置の利用料 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.22 | ミニマルファブ技術研究組合 茨城県つくば市梅園1-1-1 (法人番号9050005010774) | 特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であり、会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,899,000 | 非公表 | - | 本件、プラズマエッチング装置の性能確認を行えるのは、ミニマル装置群だけである。この一連のミニマル装置群が利用可能なのは、ミニマルファブ技術研究組合(所在:産総研2-1C棟323室、324室)だけである。その理由は次の通りである。ミニマルプラズマエッチング装置の性能確認をするミニマル装置群は1ヶ所にしなければならない。従って産総研がその確認作業を最も効率よくできるのは、そのミニマル装置群を一ヶ所で所有しているミニマルファブ技術研究組合だけである。なお、通常の装置は世界中にある場合があるが、ミニマルファブは、まだ技術開発途上であり、産業化されていない。實際上、装置群として保有されているのは、ミニマルファブ技術研究組合だけである。以上により、ミニマル装置群は、ミニマルファブ技術研究組合にしか、設置されていないため、本件の遂行にあたっては、ミニマルファブ技術研究組合以外にない。 | 9 | |
| 透過型電子顕微鏡及び付属周辺機器年間保守 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.23 | 日本電子(株)筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 (法人番号9012801002438) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器の開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 9,990,000 | 非公表 | - | 本作業は、ソフトマター観察用低加速電圧対応高分解能透過型電子顕微鏡(以下、当該装置という)が年間を通して支障なくかつ最大限のパフォーマンスを持って稼動するよう、最良の状態に維持することを目的とし、今年度より年間保守契約を行うものである。また、本作業では当該装置及び付属設備の整備点検を同時に行うことにより、効率的かつ経済的な運用を図るものである。当該装置の機能を十分なパフォーマンスで実行できる状態で保持するためには、定期保守及び定期交換部品の交換により、常に良好な作動環境を維持し、最高の性能が得られるためには、定期的に検査を行い、また本装置に熟知した技術者が的確な保守を行えることが要求される。当該装置は特殊仕様であり、本装置の据え付け調整、保守、補修、応用ソフト技術の提供、周辺機器、消耗品の販売はこれまで日本電子株式会社によって行われてきた。今後も、当該装置の性能を維持するための保守が実施できるのは当該装置の製造元である日本電子株式会社が唯一の会社である。以上の理由により、当該作業の実施先は日本電子株式会社以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------|--|----------|--|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 音響伝搬ソフトウェア | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.24 | スペクトリス(株)ブリュエル・ケアー事業部 東京都千代田区神田司町2-6 (法人番号3010001020497) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 6,480,000 | 非公表 | - | 実測データを組み合わせた音響伝搬シミュレーションを実施するためには、音響伝搬シミュレーションと連携できる騒音計を必要とする。現在、騒音の実測データは2015年に購入した風ノイズ計測器およびスペクトリス株式会社ブリュエル・ケアー事業部製品番号2250型騒音計を用いて計測を行っており、長期にわたって本計測器で得られている実測データがそのまま使用でき、実測データと互換性のあるシミュレーションソフトウェアが必要である。当該ソフトウェアは、2250型騒音計データから騒音の実測値を取得し音響伝搬シミュレーション解析を行うことができる唯一のソフトウェアであり、上述の資産で実測されたデータを入力値として、音響伝搬シミュレーションを実施することが可能である。実測データと互換性のあるソフトウェアでなければ、ソフトウェアに応じた実測システムを新たに構築する必要があり、実測データの連続性維持も出来なくなるため、当該ソフトウェアを扱っている納品業者としてスペクトリス株式会社ブリュエル・ケアー事業部の製品番号7810騒音マッピングソフトウェアを選定する。 | 4 | |
| EMI自動測定ソフトウェア | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.27 | (株)東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1-1-6 (法人番号8010001051991) | 研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 5,842,800 | 非公表 | - | (株)東陽テクニカ製のソフトウェアは、既にスマートシステム研究棟で認証事業を展開している(一財)電気安全環境研究所が利用しているものと同一であり、彼らによる認証試験においてデータの整合性を取る上で問題が無いことが分かった。また、近隣の福島県ハイテクプラザにおいても同社のソフトウェアを使っていることが分かった。さらに、一般社団法人KEC関西電子振興センター EMC専門委員会へのアンケート調査で21社から回答があり、ほぼ半数の10社がこの東陽テクニカ製のソフトウェアを使っていることが分かった。したがって、ユーザーファシリティ向けのソフトウェアとして汎用性が高いことを確認した。以上の理由により、本ソフトウェアの契約先は、(株)東陽テクニカ以外にない。 | 5 | |
| フェムト秒レーザ超微細加工装置移設作業 | 契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 (茨城県つくば市東1-1-1) | H29.3.27 | (株)東京インスツルメンツ 東京都江戸川区西葛西6-18-14 (法人番号7011701005288) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,928,357 | 非公表 | - | 本作業は、装置の移設先への運搬作業だけではなく、移設前の性能確認作業、搬出のための解体作業、移設先での装置組み立て作業、移設後の性能確認作業が必要である。本作業を行うにあたって不具合を生じさせること無く移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて性能確認、解体及び組み立て等の作業を行う事ができる者であることが必要不可欠となる。以上のことから、当該装置の移設後の動作保証等を含め確実に実施可能な業者は、当該装置を製造した株式会社東京インスツルメンツ以外にない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------|--|----------|---|---|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 省エネ型酸化物電子状態分析装置用アノードのアップグレード | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.27 | 島津サイエンス東日本(株)つくば支店 茨城県つくば市吾妻3-17-1 (法人番号7010501032617) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,475,280 | 非公表 | - | 省エネ型酸化物電子状態分析装置(島津製作所製)は、産業技術総合研究所ナノプロセス施設(NPF)に共用装置として設置されており、試料表面の電子状態の解析に用いられている。同装置は、分析直前にイオンビームを用いた試料表面のクリーニングやエッチングすることができ、高感度で表面敏感な分析装置である反面、数nm以深の情報をとることが困難である。そのため、本件は老朽化したアノード(外部回路から電流が流れ込む電極)をデュアルアノードに更新することで10nm程度の深さの結合状態情報も観測可能にし、非破壊で分析可能とするものであるが、アノード更新後においても装置全体に関して製造元の保証やサポートを受けられることは必要な条件であり、当該装置が外部にも公開され、多くの利用者を抱えるNPFの共用装置である以上、アノード更新後も安定した装置の稼働は必須の条件である。本件を実施するためには、当該装置の構造や機能を十分に熟知しているとともに、当該装置の性能を維持するために必要となる技術・ノウハウを持ちあわせていることが求められ、当該装置全体に対して保証やサポートが実施できるのは、当該装置の製造元のみである。よって、製造元である株式会社島津製作所の販売代理店である島津サイエンス東日本株式会社以外に、本件の契約相手先は存在しない。 | 6 | |
| 3次元流動反応解析の並列計算機能追加ソフトウェア | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.28 | リアクション・デザイン・ジャパン(株) 東京都新宿区西新宿6-10-1 (法人番号2010001088073) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 10,778,400 | 非公表 | - | 本ソフトウェアのベースとなるソフトウェアは、リアクション・デザイン・ジャパン株式会社と使用ライセンス契約(米国Reaction Design社(現米国ANSYS, Inc.)製、製品名:FORTE)したものである。本ソフトウェアの付加機能は、ベースのソフトウェアに並列計算オプションを加えることで複数CPUコアを有する計算機において並列計算を実行可能にし、解析時間の短縮によって従来よりも詳細な解析を行えるようになるものである。当研究チームではこれまでにFORTEを用いた解析を数多く実施してきた実績があり、これに大規模な並列計算を実行可能な機能を付加することによって、条件設定等をほぼそのまま実施できることから他のソフトウェアを用いる場合よりも効率的に解析を実施できる。他の並列計算機能を有するソフトウェアを用いる場合には、ベースソフトウェアと並列オプションの両方が必要になるためコストが増大するうえ、現在実施している解析と同一条件の解析を実施できない可能性がある。並列計算オプションのソフトウェアは1本で8並列、2本同時使用で32並列、3本同時使用で128並列の並列計算を実行できるようになり、計算機の性能と計算対象の規模から96並列を行えることが必要であるため当該ソフトウェアは3本必要である。FORTEのサポート窓口を設置し、日本国内の顧客に対し、ライセンス供与しているのは、日本法人のリアクション・デザイン・ジャパン株式会社のみであり、並列計算オプションのライセンスは同社を通じてしか得られない。また、既存ソフトウェアへの機能付加であるので改変権のある当該相手先しか並列機能追加はできない。よって本ソフトウェア契約の相手先はリアクション・デザイン・ジャパン株式会社以外にない。 | 4 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 小流量取込装置のバルブ制御機能増設及び排液ライン改修 | 契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札 泰司 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.28 | 日本サポートシステム(株) 茨城県稲敷郡阿見町阿見字阿見原4666-1777 (法人番号7050001010004) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,497,960 | 非公表 | - | 国家標準設備は、流量計校正設備ダイバータ部(日本サポートシステム社製)、流量標準設備電装部システムラック(日本サポートシステム社製)、小流量取込装置(日本サポートシステム社製)で構成されている。 本研究において、燃料流量・密度検出器の詳細な性能評価試験を行うためには、小流量取込装置(日本サポートシステム株式会社製)の校正精度を向上させることが必要である。校正試験時に流量計を通過した作動流体を秤量容器に取り込むため、当該秤量容器へ作動流体が流れるようにバルブを用いて流れ方向を制御しているが、バルブの切り替え動作が校正精度に大きく影響を与えることから、バルブを操作する信号の出カタイミングを調整可能なバルブ制御機能を増設する。本バルブ制御機能は、流量計校正設備ダイバータ部(日本サポートシステム社製)内システム制御部と接続し使用することから、流量計校正設備ダイバータ部の構造と制御部の詳細内容を熟知している必要がある。また、当該秤量容器から一時的にバケツへ排出し、そこから手作業により貯蔵タンクへ移し替えを行っているため、直接秤量容器から貯蔵タンクへ作動流体を排出できるように既存の排液ラインを改修する。既存装置の改修作業を実施するためには、既存装置の構造や機能を十分に熟知し、かつ精密な調整の技術を有していることが必須である。特に、バルブ制御機能増設にあたっては、流量計校正設備ダイバータ部のシステム制御部との連結が重要であるため、装置の内容を熟知している必要があり、増設・改修後の保証が必須である。これらの条件を満たしているのは、既存装置の製造元であり既存装置を構築した日本サポートシステム社のみであり、代理店等もない。よって、本件の受注業者としては、製造元の日本サポートシステム株式会社以外に存在しない。 | 6 | |
| 高分解能電界放出走査電子顕微鏡付帯エネルギー分散型X線分析装置X-act検出器の調達と交換作業 | 契約担当職 調達室長 加藤 信隆 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.29 | (株)日立ハイテクノロジーズ 東京都港区西新橋1-24-14 (法人番号4010401021648) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,780,000 | 非公表 | - | 産総研ナノプロセッシング施設に設置された高分解能電界放出型走査型電子顕微鏡(日立ハイテクノロジーズ製)に付帯するエネルギー分散型X線分析装置は分析を行う際に液体窒素による冷却を必要とする。その為、検出器を冷却する事前作業が伴い、その間は装置利用が制限されてしまい利用者に対して不便を強いている。本件は、既存の検出器をX-act検出器に交換することにより液体窒素による冷却を行わずとも分析を可能とし、従来の冷却に割いていた時間を要することなく、本装置を有効活用できるようにするものである。X-act検出器は既存の検出器と置き換える素子であり、高分解能電界放出電子顕微鏡付帯X線分析装置制御用コンピュータ(日立ハイテクノロジーズ製)と接続して利用するが、検出器の交換作業を行ううえで、検出器側と制御用PC間には信号を受け渡すインターフェースが必要で、その信号仕様はメーカー個別に設定されているものである。そのため、本交換作業を実施するには制御用PCをはじめ、本装置を製作したメーカーの独自技術や調整に関するノウハウ等が必要である。さらに本装置が外部に公開され、多くの利用者を抱えるナノプロセッシング施設の共用装置である以上、安定した装置稼働のために、メーカーの動作保証は必須の条件となる。従って、X-act検出器の調達と交換作業は、制御用PCおよび本装置のメーカーである株式会社日立ハイテクノロジーズ以外に存在しない。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|--|----------|---|--|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| イオン注入装置及びSiCポストアニール装置 | 契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 (茨城県つくば市小野川16-1) | H29.3.30 | アルバック販売(株) 東京都港区港南2-3-13 (法人番号2010001084519) | 研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 14,040,000 | 非公表 | - | 当該装置は、産総研と株式会社アルバック(アルバック)が2009年から継続して実施していた共同研究のため、2010年度にアルバックが自社開発した装置を持ち込んだものである。共同研究終了後、産総研はアルバックから当該装置を無償貸与されて(2017年3月末まで)、引き続きSiC/パワー半導体デバイス素子量産試作技術開発に使用している。無償貸与終了後も、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器であり、継続して利用することが必要であり、今回購入する。調達金額は14,040,000円であるが、新規に調達した場合の費用は、イオン注入装置 IH860DSiC 412,560,000円、SiCポストアニール装置 PFS-4000 145,800,000円である。当該装置は、半導体工場に設置される量産半導体製造装置には無い高温プロセスを実行するため、同一仕様を満たす装置であっても、基板温度の分布などで個々の装置の機差と呼ばれる差異が生じることは避けられず、データの連続性に影響を与えることが懸念される。仮に、同一仕様の別装置を用いて同一プロセスで作製した、SiC/パワー半導体デバイスの電気特性が、過去に蓄積されたデータから想定される範囲外になった場合、その原因が当該装置の関わるプロセスにあるのか、あるいは他のプロセス等にあるのかを切り分けることが困難になる。SiC/パワー半導体デバイスの量産化技術開発を継続的に進め、まとまった数の素子をインバーターやコンバーター等の電力変換装置開発へ安定的に供給するためには、当該装置を使用して蓄積された、プロセス条件とデバイスの電気特性や信頼性のデータを活用して、プロセスの安定性や再現性を確保することが不可欠である。その供給者は、当該装置を所有する株式会社アルバックの国内販売代理店であるアルバック販売株式会社に限定される。以上の理由により、当該物品調達の契約先は、アルバック販売株式会社以外に無いと判断する。 | 3 | |
| 模擬電源設備用交換ユニット | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.30 | (株)三社電機製作所 大阪府大阪市東淀川区西淡路3-1-56 (法人番号7120001051882) | 研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 10,692,000 | 非公表 | - | 本ユニットは、スマートシステム研究棟に設置されている交流模擬電源設備および直流模擬電源設備の基幹ユニットであり、故障時の交換対象の一つである。本ユニットを交換用に備え持つことにより、地元企業等の試験を受け入れた際に不測の故障によって生じる機会損失(通常、手配から修繕まで数ヶ月を要する)を最小化して試験継続を可能にすることを目的として調達する。そのため、既存の交換ユニットと異なるユニットとの交換は電源設備の機能・性能の保証が得られないことから、交換ユニット並びに当該電源設備の製造メーカーである(株)三社電機製作所以外に契約先はない。また同社が当該製品の販売は代理店を設けず、直販で行なうことも確認している。 | 4 | |
| 透過型電子顕微鏡へのポトムマウントCCDカメラ据付 | 契約担当職 関西センター研究業務推進部長 亀掛川 広之 (大阪府池田市緑丘1-8-31) | H29.3.30 | (株)日立ハイテクフィールドイング 西日本支社 大阪府大阪市淀川区宮原3-3-31 (法人番号9011101029712) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 4,469,040 | 非公表 | - | 本作業は、所定の電子顕微鏡装置(形式:H9000NAR 型番:5829-01)へのデジタルカメラ取り付け作業である。デジタルカメラ取り付けにおける作業を安全に実行し、かつ、改造後の電子顕微鏡装置性能の維持が不可欠である。そのためには、電子顕微鏡装置の作動機構、およびその機能を完璧に熟知していることが必要である。該当電子顕微鏡は(株)日立製作所製であり、その保守業務は株式会社日立ハイテクフィールドイングスが担当している。したがって、安全面及び動作保証の面から当該作業を請負可能な業者は株式会社日立ハイテクフィールドイングス以外に無い。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 急速圧縮膨張装置移設およびオーバーホール作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.30 | (有)ホシノプレジジョン 東京都台東区谷中4-4-7 (法人番号8010502020999) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,103,920 | 非公表 | - | 当該装置では、油圧によりピストン位置を任意に制御するとともに、10ミリ秒程度の短い時間で圧縮を行った後にピストンを正確に停止させる機能が不可欠である。そのためには制御弁およびダンパーの調整にノウハウを要する作業が必須である。本作業は装置の内部構造を熟知していることが必須であり、移設後の動作保証を得る必要もある。製造メーカー以外の業者が作業を行った場合にはピストン位置制御と圧縮後の停止機能が正しく動作しない可能性がある。分解を伴うオーバーホール作業後に確実に制御機能を復帰させられるのはこれまで当該装置の中核部分に関わる保守作業を担ってきた有限会社ホシノプレジジョンしかない。 | 6 | |
| 電界放射形走査電子顕微鏡移設作業 | 契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 (茨城県つくば市梅園1-1-1) | H29.3.30 | (株)日立ハイテクフィールドینگ つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 (法人番号9011101029712) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,501,200 | 非公表 | - | 当該装置は、超伝導X線検出器(2-10棟013室)と本装置(2-1A棟243室)を組合せる必要があるため、当該装置を2-10棟013室に移設する。当該装置は株式会社日立ハイテクノロジーから購入し、当該装置の保守サービス業務は株式会社日立ハイテクフィールドینگが行っている。そのため、移設後の動作保証や装置全体の機能・性能を維持・保証できるのは、当該装置の製造元である株式会社日立ハイテクフィールドینگ以外に作業依頼先としては保守サービス業務を請負っている株式会社日立ハイテクフィールドینگ以外にない。 | 6 | |
| PVシミュレータの校正作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.31 | (株)三社電機製作所 大阪府大阪市東淀川区西淡路3-1-56 (法人番号7120001051882) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,823,200 | 非公表 | - | 本装置は、スマートシステム研究棟に設置済みの試験施設[PVシミュレータ等](製造メーカー:株式会社三社電機製作所)の一部であり、性能・精度の維持のためには年1回程度の定期的な校正が必要である。定期的な校正により、データの品質と試験結果の妥当性を担保しており、校正は各種機能試験および性能試験には必要不可欠である。また、その校正には特に機器内部の調整が必要であり、機器全体についてのノウハウを持っていることが必要不可欠である。また本装置校正後のシミュレータ装置性能の保証が必要であることから、本作業は(株)三社電機製作所以外に契約先はない。 | 6 | |
| 太陽電池用レーザー加工装置改造作業 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.31 | 丸文(株) 東京都中央区日本橋大伝馬町8-1 (法人番号8010001057337) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 3,564,000 | 非公表 | - | 太陽電池セルの作製工程において、電極とシリコンウェハとのコンタクトをとるためにシリコンウェハ上に形成された絶縁膜をレーザーで加工し、穴をあける工程が必要となる。しかしながら、加工が不十分であると穴の中に絶縁膜の一部が残っていたり、下地のシリコンに損傷を与えといった問題が生じる。このため、太陽電池の変換効率向上には、レーザーでの穴あけ工程における加工精度の向上が不可欠となっている。このため、本改造作業においては、レーザー加工装置の構造や機構、さらには、動作を行うためのソフトウェアを十分に熟知しており、又、装置改造後の性能保証を得ることが必要不可欠である。よって、本装置を設計、作製した丸文(株)以外に契約可能な業者は無い。 | 6 | |

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------|--|----------|--|---|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 蓄電池用PCSの改造 | 契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 (福島県郡山市待池台2-2-9) | H29.3.31 | (株)三社電機製作所 大阪府大阪市東淀川区西淡路3-1-56 (法人番号7120001051882) | 既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。 | 非公表 | 1,393,200 | 非公表 | - | 本改造は、産総研が所有する既設の外部制御機能付き49.9kW蓄電システム用PCS((株)三社電機製作所製、産総研仕様による特注品)の一部である予備充電ユニットを改造するものである。試験を実施するために模擬蓄電池等の他の電源装置と安全に切替可能とするために、通信線並びに電力線の切替装置を増設するものである。本件は、既に調達した設備の改造であり、当該設備を製作もしくは供給した企業以外から調達した場合、当該設備の動作保証が得られず、保証を得るためには事業者は「(株)三社電機製作所」以外にない。 | 6 | |